

瀬戸内海国立公園
(広島県地域)

指 定 書
及 び
公 園 計 画 書
(環境省案)

平成 年 月 日
環 境 省

瀬戸内海国立公園
(広島県地域)

指 定 書

(環境省案)

平成 年 月 日

環 境 省

目 次

1	瀬戸内海国立公園の指定理由	1
2	瀬戸内海国立公園広島県地域の概要	2
	(1) 景観の特性	2
	ア 地形、地質	2
	イ 植生・野生生物	3
	ウ 自然現象	4
	エ 文化景観	4
	(2) 利用の現況	4
	(3) 社会経済的背景	5
	ア 土地所有別	5
	イ 人口及び産業	5
	ウ 権利制限関係	6
3	公園区域	9

1 瀬戸内海国立公園の指定理由

①景観（同一風景形式中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地）

瀬戸内海国立公園は、その比類ない内海多島海景観に加えて、古くから営まれている人間生活をもたらした人文と自然とが調和した独特の親しみ深い景観を有することから、昭和9年に指定された我が国最初の国立公園の1つである。その後、数回にわたる公園区域の拡張により、現在、紀淡、鳴門、豊予、関門の4つの海峡に囲まれた瀬戸内海のほぼ全域を占めるに至り、関係する府県も、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県の11府県に及び、我が国最大の面積を有している。

以上より、本地域は内海多島海景観を中心としたすぐれた海洋景観を風景形式とし、それと調和した人々の営みを有する区域及び瀬戸内海の眺望にすぐれた山地を、我が国を代表する傑出した景観を有する地域として国立公園に指定するものである。

②規模（区域面積が原則として3万ha以上 ※海岸・島嶼の場合は1万ha以上）

本国立公園の区域面積は、陸域67,242ha、海域836,689haである。

③自然性（原生的な景観核心地域が原則として約2,000ha以上 ※海岸の場合は、20km、島嶼の場合は1,000ha以上）

本国立公園の原生的な景観核心地域は、5,709haである。

<参考：特別保護地区953ha、第一種特別地域4,700ha、海域公園地区56.4ha>

④利用（大人数による利用が可能）

自然観賞、海水浴、キャンプ、船遊、釣り、潮干狩り等が盛んで、アクセスの容易さもあり、利用性に富んでいる。

以上、国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領に記載される要件を満たすことから、本地域を国立公園に指定する。

また、本国立公園のテーマを「輝き続ける島と海～自然と暮らしが調和する内海多島海景観～」とし、瀬戸内海において古くから営まれている人間生活がもたらした人文と自然とが調和した独特の親しみ深い景観を保全し、これらの適切な利用を推進するものである。

2 瀬戸内海国立公園広島県地域の概要

広島県地域は、備後灘、芸予海峡、広島湾及び安芸灘の島嶼と海域及びこれらに面する本州沿岸部に位置し、公園陸域としては、島嶼部で、仙酔島、走島、向島の高見山、布刈瀬戸沿岸、岩子島西岸、因島の青影山、生口島の観音山、大久野島、阿波島、大崎上島の神峰山、大崎下島の一峰寺山、倉橋島の火山、宇品島、宮島等からなり、本州沿岸部で、阿伏兎岬、鳴滝山、筆影山、黒滝山、野呂山、休山、極楽寺山等からなっている。

本地域の特徴として内海型多島、断層崖、海蝕崖、自然林、潮流などすぐれた海洋景観や宮島の厳島神社に代表される社寺仏閣のほか、古い港町や島嶼部の段々畑などの人文景観が挙げられる。また、宮島の「瀨山（みせん）原始林」など自然性の高い常緑広葉樹等が見られるとともに、国内唯一のミヤジマトンボの生息地である宮島の沿岸域がラムサール条約湿地として登録されているなど豊かな自然を有している。そのような特徴を有する本地域には、瀬戸内海の展望、自然散策、海水浴、舟遊等の海域に関わる利用や社寺仏閣の参拝等により、年間約 687 万人（平成 25 年）が訪れている。

当該地域は、昭和 9 年 3 月に備後灘の北部一帯が当初指定され、昭和 25 年 5 月及び昭和 31 年 5 月の区域拡張により大部分の地域が区域編入された。その後、昭和 62 年 11 月に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われ現在に至っている。

（1）景観の特性

ア 地形、地質

地形からみると、中国山地南斜面の中央部に侵蝕作用で形成された、高位の脊梁面、中位の吉備高原面、低位の瀬戸内面からなっており、瀬戸内面は瀬戸内海の沿岸近くでおおよそ 100 メートル前後の高度からそれ以下の緩傾斜面が相当し、広島湾西岸の標高 100 メートル前後の小起伏老年山地、呉、三原、尾道、福山付近の標高 200 メートル以下の低位小起伏面が含まれている。また、この階段状山地は、三次、広島、岩国と延びる大規模な断層谷をはじめとする北東から南西へ直線状に発達した構造谷群と、これらに北西から南東に交差する構造谷群により特徴づけられ、その後、新生代第四紀に起った瀬戸内地域における沈降運動は現在の多島海景観をつくりあげた。このため島嶼の配列は構造谷群の方向を示している。

また、地質をみると、県東部で非変成の堆積岩が比較的広く分布し、県西部で酸性火山岩類が広く分布しているが、全体的には火成岩が多い。

瀬戸内海においては、古生代として上部石炭紀から二畳紀にかけての粘板岩を主体とするものが本州沿岸部と島嶼部に散在し、中生代として白亜紀とみられる領家花崗岩が島嶼の一部にみられるが、白亜紀の終りから新生代の初めにかけての大規模な火成活動による広島花崗岩類が広く覆い、内海中部で香川県方向からの領家花崗岩と接している。

公園陸域において特色ある地区をみると、仙酔島は全島の大部分が仙酔岩体といわれる流紋岩質凝灰岩で、断層、海蝕洞、溶結凝灰岩が多くみられる。

阿伏兎岬付近は凝灰岩からなり、田島南部にかけこの断層による断崖をなす。

因島の東部と生口島の中央部は花崗岩類の上に粘板岩を主とした古生層がルーフ状にのって

いる。

宇品島は、大部分が花崗岩で海蝕崖と海蝕洞に富んでいる。

宮島は地塁山地が沈水したもので、全島が黒雲母花崗岩からできており、海蝕崖、海蝕洞を有している。

倉橋島南方の横島は、広島県地域では大崎下島南方の齋島とともに領家花崗岩からなっている。

鳴滝山は、南北に細長い花崗斑岩からなり、東側の花崗岩と西側の流紋岩と異なるため周囲から突出した形となっている。

野呂山は、隆起準平原の山塊で芸南の最高峰をなし、地質は山上が流紋岩、山麓が花崗岩からできており、岩海を有している。

休山は、地塁で、花崗岩に花崗斑岩の音戸岩脈が貫入した山地である。

極楽寺山は、山頂付近に礫層をもった花崗岩の地塁山地で、地形区分中位の吉備高原面に属し、南東側山麓を通る大規模な崖下からは低位にある瀬戸内面の起伏が広がっている。

イ 植生・野生生物

(植生)

広島県地域の島嶼と本州沿岸部を全体的にみると、至る所においてアカマツ林がコバノミツバツツジ、ザイフリボク等の低木層を伴って分布している。これは、本来カシ類、シイ類、モミ、ツガ等の林であったものが、伐採等により二次林として生育しているもので、クロマツが混生しているところもある。自然性の高い常緑広葉林等は、社寺林や残存林としてみられ、アカマツ等の常緑針葉樹が混生し、低木に暖地性植物が多い。

公園区域における特色ある植生をみると、宮島の弥山頂上付近と北側斜面は、わが国の代表的な暖帯標準林で、主としてクス、シイ、ウラジログシ林、クロバイ林、モミ林、アカマツ林、クロマツ林からなり、ウラジログシが頂上付近に、ツガが尾根筋に、モミが山麓の谷にそれぞれ多く生育しているほか、原始的な被子植物のヤマグルマとマツブサを交じている。

その他極楽寺山にアカガシ・ハイノキ林やアオガシ・ウラジログシ・サカキ林が、宇品島にクス・ヤブツバキ林やシイ・クロキ林がみられる。また、野呂山は山頂部がヒノキの人工林となっているが、山腹に広くアカマツ林が生育しているほか、これらのなかにコナラ林が、各所にある岩礫荒地に低木群落が、大小の池沼にジュンサイ群落等がある。

(野生生物)

豊後水道から流入する黒潮により、南方からの影響が若干みられるが、内海特有の環境を反映した内海型の動物相を構成している。

公園地域における特色のある動物をみると、ほ乳類ではシカが宮島の市街地を中心に推定 600 頭生息し、また、ニホンザルについては、宮島で明治年間に絶滅した後、昭和 37 年に小豆島から同島に移入されたものが 60 頭前後生息している。さらに、スナメリクジラが阿波島付近の海面を回遊海面としている。

鳥類では宮島の常緑樹林を渡り島が足場に、サギ類が繁殖地に、ヤマガラ、コゲラ、メジロ等の留鳥が生息地になっている。

また、大崎下島、上蒲刈島等の近海ではアビが群遊海面として鳥付漕釣漁法に関わっているほか、宮島では野生のミヤマガラスが御鳥といわれて祭事に関わっている。

昆虫類ではミヤジマトンボが宮島のみ分布しているほか、ギフチョウが極楽寺山、野呂山に、サツマシジミが宮島、宇品島に生息している。

その他原索動物のナメクジウオが三原市幸崎の洲に生息している。

ウ 自然現象

数多くの小海峡（瀬戸）の存在で生じる潮汐の遅延により、急な潮流と潮位差の拡大が引き起こされるが、布刈、女猫、音戸、早潮等の瀬戸では急流を、また、鞆ノ浦等では潮位差が4mほどに達するのがみられる。

エ 文化景観

宮島の厳島神社は、大和時代の創建といわれ、平安時代に平家一門の尊崇を集め、海の寝殿造りの構想で大々的に造営された。その後火災等により再建されたが、原型を忠実に保ち、背景をなす弥山の自然林に融和している。

(2) 利用の現況

本公園の主な利用形態は、自然鑑賞（多島、瀬戸の景観等）、自然観察、海水浴、キャンプ、ヨット、釣り、潮干狩り、社寺参詣等である。

通年利用されているものが多いが、夏期に3割近くが訪れ、次いで春、秋が多く冬期は最も少ない。なお、年間の利用者数は平成25年で687万人であり、広島県を中心とする山陽地方や京阪神地方からの利用者が多い。

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

本公園は、公園区域 67,242ha(陸域)のうち、国有地 7,856ha、公有地 10,835ha、私有地 48,551ha であり、私有地の公園全体に占める割合が大きい。また、広島県地域は、国有地 3,943ha、公有地 1,150ha、私有地 5,592ha であり、私有地の地域全体に占める割合が大きい。

イ 人口及び産業

本公園区域に関係する各市町村の人口及び世帯数は、次の通りである。

県名	市町村名	人口(人)	世帯数(戸)	備考
広島県	広島市	1,187,970	543,606	平成27年10月現在
	呉市	227,018	98,672	平成27年10月現在
	竹原市	26,365	11,267	平成27年10月現在
	三原市	96,187	41,453	平成27年10月現在
	尾道市	137,968	60,078	平成27年10月現在
	福山市	460,946	192,500	平成27年10月現在
	大竹市	27,743	12,132	平成27年10月現在
	東広島市	191,711	87,133	平成27年10月現在
	廿日市市	112,735	46,859	平成27年10月現在
	江田島市	24,373	11,090	平成27年10月現在
	安芸郡坂町	12,816	5,303	平成27年10月現在
	豊田郡大崎上島町	7,758	3,833	平成27年10月現在
合計		2,500,774	1,108,623	

年齢構成は、15歳未満約13.6%、15～64歳62.3%、65歳以上22.8%となっており、(平成22年国勢調査)、全国平均に比べて65歳以上(23.01%)の割合が高く、15歳未満(13.3%)と15～64歳(63.7%)の割合が低い。

産業別就業者数の割合では第3次産業の割合(72.5%)が全ての関係市町で5割を超えており、第1次産業(2.3%)、第2次産業(25.2%)を上回っている。(平成22年国勢調査)

卸売業、小売業が中心となっているが、宮島では殆どが観光産業となっている。また、第1次産業では、稲作、野菜、ミカン栽培を主とした農業と沿岸漁業が行われている。

ウ 権利制限関係

(ア)保安林

(国有林)

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
土砂流出防備	広島県 広島市 地内	71	昭 34.3.31
	〃 呉市 地内	15	大 9.10.2
	〃 福山市 地内	27	明 38.4.15
水源かん養	広島県 呉市 地内	572	平 18.6.13
保健	広島県 広島市 地内	71	昭 18.6.13
	〃 呉市 地内	37	昭 58.10.17
	〃 福山市 地内	31	昭 54.11.27
風致	広島県 廿日市市 地内	2,338	昭 42.8.29

(民有林)

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
土砂流出防備	広島県 呉市 地内	845	明 42.10.18
	〃 竹原市 地内	38	明 43.10.18
	〃 三原市 地内	128	明 34.2.8
	〃 尾道市 地内	164	明 33.5.4
	〃 福山市 地内	174	明 34.7.9
	〃 廿日市市 地内	56	大 8.3.20
	〃 豊田郡大崎上島町 地内	79	昭 31.8.14
防風	広島県 呉市 地内	24	大 15.6.1
魚つき	広島県 福山市 地内	1	明 42.11.5
	〃 呉市 地内	15	明 44.1.14

種 類	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
保健	広島県 呉市 地内	65	昭 55.9.30
	〃 福山市 地内	4	昭 58.7.14
	〃 廿日市市 地内	35	昭 57.7.15
	〃 豊田郡大崎上島町 地内	9	昭 58.4.18

(イ) 鳥獣保護区

(県指定)

名 称	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
弥山特別保護地区	広島県 廿日市市 地内	203	昭 59.11.1
名 称	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
宇品鳥獣保護区	広島県 広島市 地内	25	昭 58.10.31
休山	〃 呉市 地内	339	昭 36.10.20
大久野島	〃 竹原市 地内	70	昭 40.3.24
龍泉寺	〃 三原市 地内	56	昭 46.9.21
筆影山	〃 〃 〃	180	昭 42.3.31
因島南	〃 尾道市 地内	143	昭 48.11.1
後山	〃 福山市 地内	105	昭 53.11.7
仙酔島	〃 〃 〃	92	昭 57.11.1
走島	〃 〃 〃	220	昭 48.11.1
極楽寺山	〃 廿日市市 地内	101	昭 42.3.31
宮島	〃 〃 〃	3,020	昭 36.7.31
野呂山	〃 呉市 地内	282	昭 40.10.8
神峰山	〃 豊田郡大崎上島町 地内	133	昭 48.11.1
岩子島	〃 尾道市 地内	38	昭 53.11.7
後山	〃 福山市 地内	123	昭 53.11.7

(ウ) 史跡名勝天然記念物

区 分	名 称	位 置	指 定 年 月 日
国指定特別史跡・特別名勝	巖島	広島県 廿日市市 地内	昭 27.11.22
国指定名勝	鞆公園	〃 福山市 地内	大 14.10.8
国指定天然記念物	スナメリクジラ廻遊海面	〃 竹原市 地内	昭 5.11.19
	ナメクジウオ生息地	〃 三原市 地内	昭 3.3.24
	弥山原始林	〃 廿日市市 地内	昭 4.12.17
	アビ渡来群遊海面	〃 呉市 地内	昭 6.2.20

(エ) 風致地区

名 称	位 置	重複面積 (ha)	指 定 年 月 日
巖 島	広島県 廿日市市 地内	3,020	昭 13.6.7

3 公園区域

公園区域は次のとおりである。

(表 1 : 公園区域 (陸域) 表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
広島県	広島市内 国有林広島地域施業計画区広島事業区宇品島 47 林班の全部及び似島 44 林班の一部 広島市佐伯区の一部 南区仁保町、似島町及び元宇品町の各一部	141
	呉市内 国有林広島地域施業計画区広島事業区 21 林班、545 林班、546 林班、602 林班、603 林班及び 605 林班の全部並びに 544 林班の一部 国有林広島地域施業計画区西条事業区 538 林班、539 林班、541 林班、542 林班、543 林班、545 林班、546 林班、602 林班、603 林班及び 605 林班の全部並びに 536 林班、537 林班、540 林班及び 544 林班の各一部 呉市 阿賀町、仁方町、広町、宮原町、和庄町、倉橋町及び川尻町並びに豊町大字大長及び大字御手洗並びに安浦町大字安登、大字内平、大字中切、大字中畑、大字原畑及び大字三津口の各一部	4,221
	竹原市 高崎町及び忠海町の各一部	196
	三原市 沖浦町、奥野山町、貝野町、木原町、小泉町、須波町、中之町及び和田町の各一部	432
	尾道市 向東町、吉和町、因島大浜町、因島重井町、因島田熊町、因島中庄町、因島土生町、因島三庄町、因島椋浦町及び向島町並びに瀬戸田町荻、垂水及び福田の各一部	1,232
	福山市内 国有林広島地域施業計画区福山事業区 702 林班の一部 福山市 走島町の全部並びに内海町大字田島、鞆町大字後地及び沼隈町大字能登原の各一部	627

都道府県名	区 域	面積 (ha)						
広島県	大竹市 小方町の一部	3						
	東広島市 安芸津町の一部	8						
	廿日市市内 国有林広島地域施業計画区広島事業区 71 林班から 93 林班 までの全部 廿日市市 宮島町の全部及び原の一部	3,121						
	江田島市 沖美町の一部	76						
	豊田郡大崎上島町 中野、東野、沖浦及び木江の各一部	628						
	合 計	10,685						
		<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>3,943</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>1,150</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>5,592</td> </tr> </table>	国	3,943	公	1,150	私	5,592
国	3,943							
公	1,150							
私	5,592							

(表 2 : 公園区域 (海城) 表)

区 域	面積 (ha) ※1、※2
大阪府泉南郡岬町の地先海面の一部 兵庫県姫路市、明石市、洲本市、相生市、赤穂市、南あわじ市、淡路市及びたつの市の地先海面の一部 和歌山県和歌山市の地先海面の一部 岡山県岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市及び浅口市の地先海面の一部 広島県広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡坂町及び豊田郡大崎上島町の地先海面の一部 山口県下関市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町並びに熊毛郡上関町、田布施町及び平生市の地先海面の一部 徳島県鳴門市の地先海面の一部 香川県高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、小豆郡土庄町及び小豆島町、香川郡直島町並びに仲多度郡多度津町の地先海面の一部 愛媛県松山市、今治市、西条市、大洲市、越智郡上島町及び西宇和郡伊方町の地先海面の一部 福岡県北九州市の地先海面の一部 大分県大分市及び東国東郡姫島村の地先海面の一部	836,689

※1 海城は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

※2 同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園 (山口県地域) の変更を含む。

瀬戸内海国立公園
(広島県地域)

公園計画書

(環境省案)

平成 年 月 日

環 境 省

目 次

1	基本方針	1
2	規制計画	4
(1)	保護規制計画及び関連事項	4
ア	特別地域	4
(ア)	特別保護地区	6
(イ)	第1種特別地域	8
(ウ)	第2種特別地域	14
(エ)	第3種特別地域	24
イ	関連事項	27
(ア)	採取等規制植物	27
(イ)	捕獲等規制動物及び区域	29
(ウ)	普通地域	30
ウ	面積内訳	32
3	事業計画	34
(1)	施設計画	34
ア	利用施設計画	34
(ア)	集団施設地区	34
(イ)	単独施設	37
(ウ)	道路	41
a	車道	41
b	自転車道	42
c	歩道	43
(エ)	運輸施設	46
4	参考事項	47
(1)	過去の経緯	47
(2)	瀬戸内海国立公園海域面積	49

1 基本方針

瀬戸内海国立公園は、わが国屈指の内海多島海景観に加えて自然・人文の融和した特徴的な景観を有することから、昭和9年に備前瀬戸がわが国最初の国立公園の一つとして指定され、その後昭和25年及び昭和31年の区域拡張により、ほぼ現在の区域を形成するに至っている。

広島県地域は、古くから海上交通の要衝として栄え、穏やかな気候もあり、多くの人が暮らしてきた。そのため内海型多島、断層崖、海蝕崖、自然林などすぐれた海洋景観と宮島の厳島神社に代表される社寺仏閣、古い港町、島嶼部の段々畑などの人文景観が一体となった親しみ深い景観が特色である。

本地域の利用の形態としては、瀬戸内海の展望、自然散策、海水浴、舟遊等の海域に関わる利用や社寺仏閣の参拝等の利用形態が多く、平成8年に世界遺産に登録された宮島を中心に年間約687万人（平成25年）を超える利用者が訪れるとともに、外国人による観光利用も増加している。

一方で、昭和62年の再検討後において、漁港や護岸等の用地として海岸沿いの海域埋め立てが進んでおり、公園区域の明確化が必要となっている。

以上の自然的・社会的状況を踏まえながら風致景観の保全を図るとともに、適切な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定めることとする。

(1) 規制計画

ア 保護規制計画

国立公園区域に隣接する埋立地は普通地域とし、自然公園法施行規則第11条第37項の規定に基づく行為の許可基準の特例が定められた特別地域に隣接する埋立地については、隣接する陸地の地種区分と同等の地種区分とする。そのほかの地域については、現時点において見直しは行わず、将来的に、自然環境等の変化に応じて区域及び評価の見直しを行うこととする。

その他、以下の方針により保護規制計画を定めることとする。

(ア) 特別保護地区

宮島の弥山山頂付近と北側斜面は、暖帯の極相林となっており特別保護地区として厳正に保護していく。

(イ) 第1種特別地域

多島海景観を構成し、自然性の高い島嶼である鞆ノ浦、広島湾、大崎上島北方の島嶼群、瓢箪島（尾道市）、笹小島（呉市）、可部島（廿日市市）等及びすぐれた自然林等の多様な自然景観を有する宮島の海岸と山地は第1種特別地域として、現在の景観を保護していく。

(ウ) 第2種特別地域

多島海と瀬戸の展望地である島嶼部の高見山、布刈瀬戸沿岸、岩子島西岸、青影山、観音山、神峰山、火山等と本州沿岸部の鳴滝山、筆影山、黒滝山、野呂山、休山、極楽寺山等及び自然林をなす宮島の山腹並びに海浜レクリエーション地区の仙酔島、加島、大久野島、阿波島、桂浜、絵の島、宮島の砂浜地等は第2種特別地域として適正な保全を図る。

(エ) 第3種特別地域

特別地域のうち、上記(ア)～(ウ)以外の特別地域は、本地域の風致景観を総体として維持していくことを主眼として、農林漁業等第1次産業との調整に配慮しつつ保全を図っていくものとする。

(2) 事業計画

ア 施設計画

(ア) 利用施設計画

ア) 集団施設地区

・仙酔島集団施設地区は、古くから瀬戸内海の良港として栄えた鞆の浦近郊に散在する島々からなる、本地域の東部における利用拠点であり、流紋岩質凝灰岩が風化した五色岩等からなる特異な地形、地質を有している。

この恵まれた自然環境や良好なアクセスを活かし、自然探索や海水浴などのレクリエーションの拠点となるよう施設を計画するものとする。

・大久野島集団施設地区は、かつて旧陸軍の関係施設用地として使用されていた歴史を持つ、本地域の中部における利用拠点である。

島という環境にはあるもののアクセスは良好であり、また山頂から眺望できる多島海景観や島内の戦跡を活かし、国民休暇村として自然・歴史探勝、野営などのレクリエーションの拠点となるよう施設を計画するものとする。

・野呂山集団施設地区は、呉の東15kmに位置する高原台地の標高800mのなだらかな地区であり、瀬戸内海のすぐれた多島海の展望地を有した、本地域の中部における利用拠点である。

この恵まれた自然環境や良好なアクセスを活かし、多島海の展望、野営などのレクリエーションの拠点となるよう施設を計画するものとする。

・包ヶ浦集団施設地区は、広島湾の西岸にある宮島の市街地近郊に位置し、長い海岸線と豊かな自然に恵まれた、本地域の西部における利用拠点である。

この恵まれた自然環境や良好なアクセスの利用を活かし、自然探勝、野営、海水浴、船遊などのレクリエーションの拠点となるよう施設を計画するものとする。

イ) 単独施設

利用実態から見て必要である施設、公園利用に用いられている施設につい

て、事業実施の可能性や整備による風致景観への支障のないことを確認の上でふさわしい種別の計画を位置づける。

ウ) 道路 (車道)

利用拠点や集団施設地区、展望地等への到達路や景観、自然環境、文化を採勝するための道路として利用されている車道を位置づける。

エ) 道路 (歩道)

登山道や景観、歴史、文化等の採勝のための歩道などについて、利用状況や持続可能な地域振興への効果を踏まえ、事業実施の可能性や風致景観の保全に配慮しながら、公園利用上必要な路線を位置づける。

オ) 運輸施設

島嶼への海水浴等のレクリエーション利用のための栈橋等の係留施設及び宮島において瀬戸内海を望む絶好の展望地として利用の多い弥山までの運輸施設として、索道を位置づける。

2 規制計画

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表 1 : 特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
広島県	広島市内 国有林広島地域施業計画区広島事業区 47 林班の全部及び 44 林班の一部 広島市佐伯区の一部 南区仁保町、似島町及び元宇品町の各一部	141 [国 -] [公 -] [私 -]
	呉市内 国有林広島地域施業計画区広島事業区 21 林班の一部 国有林広島地域施業計画区西条事業区 539 林班、542 林班及び 543 林班の全部並びに 544 林班の一部 呉市 呉市、阿賀町、宮原町、和庄町、倉橋町、川尻町及び豊町大字大長並びに安浦町大字安登、大字中切、大字中畑及び大字三津口の各一部	2,030 [国 -] [公 -] [私 -]
	竹原市 高崎町及び忠海町の各一部	196 [国 -] [公 -] [私 -]
	三原市 沖浦町、奥野山町、貝野町、木原町、小泉町、須波町、中之町及び和田町の各一部	432 [国 -] [公 -] [私 -]
	尾道市 向東町、吉和町、因島大浜町、因島重井町、因島田熊町、因島中庄町、因島土生町、因島三庄町、因島椋浦町及び向島町並びに瀬戸田町荻、垂水及び福田の各一部	1,052 [国 -] [公 -] [私 -]

都道府県名	区 域	面積 (ha)
広島県	福山市内 国有林広島地域施業計画区福山事業区 702 林班の一部 福山市 走島町の全部並びに内海町大字田島、鞆町大字後地及び沼隈町大字能登原の各一部	399 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	大竹市 小方町の一部	3 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	東広島市 安芸津町大字風早の一部	8 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	廿日市市内 国有林広島地域施業計画区広島事業区 71 林班から 93 林班までの全部 廿日市市 宮島町の全部及び原の一部	3,121 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	江田島市 沖美町大字美能の一部	6 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	豊田郡大崎上島町 中野、東野、沖浦及び木江の各一部	181 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	合 計	7,569 〔 国 3,368 〕 〔 公 1,133 〕 〔 私 3,068 〕

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表 2 : 特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
広島県	廿日市市 宮島町の一部	203
		[国 203]
		公 -
		私 -
合 計		203
		[国 203]
		公 -
		私 -

(表3 特別保護地区内訳表)

名 称	区 域	地区の概要	面 積 (ha)
厳 島 (宮島)	広島県廿日市市 宮島町の一部	樹令 80~100 年のアカマツの自然林であり、宮島を象徴する地で、 人工はほとんど加えられていない地である。	203 〔 国 203 公 - 私 - 〕
合 計			203 〔 国 203 公 - 私 - 〕

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表4：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
広島県	広島市 佐伯区及び南区似島町の各一部	4 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	呉市 倉橋町の一部	3 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	竹原市 高崎町の一部	0 (0.4) 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	尾道市瀬戸田町 垂水の一部	2 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	福山市 鞆町及び走島町の各一部	15 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	大竹市 小方町の一部	3 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
広島県	廿日市市内 国有林広島地域施業計画区広島事業 区 81 林班及び 86 林班の全部並びに 71 林班から 80 林班まで、82 林班から 85 林班まで及び 87 林班から 93 林班まで の各一部 廿日市市 宮島町の一部	1,281 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	江田島市 沖美町大字美能の一部	6 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	豊田郡大崎上島町 中野及び東野の一部	11 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
合 計		1,325 〔 国 1,284 〕 〔 公 6 〕 〔 私 35 〕

(表5：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
広島湾 [津久根島]	広島県広島市 佐伯区の一部	瀬戸内の多島海美を構成する島々で、優れた自然の状態を残している。	0 (0.2) [国 -] [公 -] [私 -]
広島湾 (小弁天島) (弁天島)	広島県広島市 南区似島町の一部	//	4 [国 -] [公 -] [私 -]
倉橋島 [笹小島]	広島県呉市 倉橋町の一部	倉橋島の南に面する小島で、良好な自然状態をよく残している。	3 [国 -] [公 -] [私 -]
長瀬戸 [小島]	広島県竹原市 高崎町の一部	瀬戸内の多島海美を構成する島々で、優れた自然の状態を残している。	0 (0.4) [国 -] [公 -] [私 -]

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)													
瓢箪島 <small>ひょうたんじま</small>	広島県尾道市 瀬戸田町垂水の一部	瀬戸内海の多島海美を構成する小島の一つで、島の形がひょうたんに似ており、優れた自然の状態を残している。	2 <table border="1"> <tr><td>国</td><td>-</td></tr> <tr><td>公</td><td>-</td></tr> <tr><td>私</td><td>-</td></tr> </table>	国	-	公	-	私	-							
国	-															
公	-															
私	-															
鞆ノ浦 <table border="1"> <tr><td>弁天島</td></tr> <tr><td>皇后島</td></tr> <tr><td>躑躅島</td></tr> <tr><td>玉津島</td></tr> <tr><td>津軽島</td></tr> <tr><td>袴島</td></tr> <tr><td>加治屋島</td></tr> </table>	弁天島	皇后島	躑躅島	玉津島	津軽島	袴島	加治屋島	広島県福山市 鞆町及び走島町の各一部	古くから瀬戸内海を往来する船の潮待ちの港として栄えた鞆の浦に散在する7つの小島で多島海景観を構成する島々として良好な自然の状態を残している。	15 <table border="1"> <tr><td>国</td><td>-</td></tr> <tr><td>公</td><td>-</td></tr> <tr><td>私</td><td>-</td></tr> </table>	国	-	公	-	私	-
弁天島																
皇后島																
躑躅島																
玉津島																
津軽島																
袴島																
加治屋島																
国	-															
公	-															
私	-															

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
宮 島 [可部島]	広島県大竹市 小方町の一部	宮島の南西部に位置する小島で、良好な自然の状態をよく残している。	3 [国 - 公 - 私 -]
厳 島	広島県廿日市市内 国有林広島地域施業計 画区広島事業区 81 林班 及び 86 林班の全部並び に 71 林班から 80 林班ま で、82 林班から 85 林班 まで及び 87 林班から 93 林班までの各一部 広島県廿日市市 宮島町の一部	厳島神社を中心とする文化景観と周囲の景観が相まって特徴ある景観を呈するとともに瀬戸内の多島海美を構成する島で、森林植生は豊かで、本州西南部を代表する暖帯林を始めとし、本来の自然が失われている瀬戸内海にあっては豊かな自然が残されている貴重な地域となっている。	1,281 [国 - 公 - 私 -]

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)												
絵 の 島	広島県江田島市 沖美町大字能の一部	厳島の東、約 2 キロメートルに浮ぶ小島で比較的自然状態をよく保持している。	6 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>国</td><td>-</td></tr> <tr><td>公</td><td>-</td></tr> <tr><td>私</td><td>-</td></tr> </table>	国	-	公	-	私	-						
国	-														
公	-														
私	-														
長 瀬 戸 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>津々木島</td></tr> <tr><td>裸 島</td></tr> <tr><td>上 島</td></tr> </table>	津々木島	裸 島	上 島	広島県豊田郡大崎上島町 中野の一部	瀬戸内海の多島美を構成する小島及び岩礁でいずれも自然状態をよく保っている。	2 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>国</td><td>-</td></tr> <tr><td>公</td><td>-</td></tr> <tr><td>私</td><td>-</td></tr> </table>	国	-	公	-	私	-			
津々木島															
裸 島															
上 島															
国	-														
公	-														
私	-														
長 瀬 戸 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>唐 島</td></tr> <tr><td>木村島</td></tr> <tr><td>鍋 島</td></tr> <tr><td>箱 島</td></tr> <tr><td>二子島</td></tr> <tr><td>箕 島</td></tr> </table>	唐 島	木村島	鍋 島	箱 島	二子島	箕 島	広島県豊田郡大崎上島町 東野の一部	〃	9 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>国</td><td>-</td></tr> <tr><td>公</td><td>-</td></tr> <tr><td>私</td><td>-</td></tr> </table>	国	-	公	-	私	-
唐 島															
木村島															
鍋 島															
箱 島															
二子島															
箕 島															
国	-														
公	-														
私	-														
合 計			1,325 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>国</td><td>1,284</td></tr> <tr><td>公</td><td>6</td></tr> <tr><td>私</td><td>35</td></tr> </table>	国	1,284	公	6	私	35						
国	1,284														
公	6														
私	35														

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
広島県	広島市内 国有林広島地域施業計画区広島事業区47林班の全部及び44林班の一部	137 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	広島市 南区、仁保町、似島町及び元宇品町の各一部	
	呉市内 国有林広島地域施業計画区広島事業区21林班の一部	1,079 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	呉市 阿賀町、宮原町、和庄町、倉橋町、豊町大字大長及び安浦町大字三津口の各一部	
	竹原市 高崎町及び忠海町の各一部	196 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	三原市 沖浦町、奥野山町、貝野町、木原町、小泉町、須波町、中之町及び和田町の各一部	432 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
尾道市 向東町、吉和町、因島大浜町、因島重井町、因島田熊町、因島中庄町、因島土生町、因島三庄町、因島椋浦町及び向島町並びに瀬戸田町荻、垂水及び福田の各一部	1,032 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕	

都道府県名	区 域	面積 (ha)
広島県	福山市内 国有林広島地域施業計画区福山事業区 702 林班の一部	384 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	福山市 鞆町大字後地、走島町、内海町大字田島及び沼隈町大字能登原の各一部	
	東広島市安芸津町 大字風早の一部	8 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	廿日市市宮島町内 国有林広島地域施業計画区広島事業区 71 林班から 73 林班まで、76 林班から 80 林班まで、82 林班、83 林班、85 林班及び 87 林班から 93 林班までの各一部 廿日市市 宮島町及び原の各一部	981 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	豊田郡大崎上島町 中野、東野、沖浦及び木江の各一部	170 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	合 計	4,419 〔 国 1,191 〕 〔 公 373 〕 〔 私 2,855 〕

(表 7 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
広 島 湾 〔元宇品〕	広島県広島市内 国有林広島地域施業計画区 広島事業区 44 林班の一部 広島県広島市 南区元宇品町の一部	向宇品は、広島港に突き出た陸繋島で、瀬戸内海特有の暖帯林の植物群落であるクス、カシなどに覆われて自然状態をよく保持している。	25 〔 国 - 公 - 私 - 〕
広 島 湾 〔 峠 島 似 島 〕	広島県広島市内 国有林広島地域施業計画区 広島事業区 47 林班の全部 広島県広島市 南区仁保町、似島町の各一部	広島湾の似島の東の小島で多島海景観を構成する島と、似島の北の山で、古くからその姿から安芸の小富士と呼ばれている美しい山容を呈している。	112 〔 国 - 公 - 私 - 〕
休 山	広島県呉市内 国有林広島地域施業計画区 広島事業区 21 林班の一部 広島県呉市 阿賀町、宮原町及び和庄町の各一部	呉市街東部にそびえる休山（標高 505 メートル）を中心とした地区で、瀬戸内海の多島海景観の自然環境のすぐれた展望地点である。	339 〔 国 - 公 - 私 - 〕

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
倉 橋 〔火 山〕 〔本浦地区〕	広島県呉市 倉橋町の一部	火山（標高 408 メートル）は倉橋町南部にあつて、無数の岩石が裸出した特異な景観の山で、山頂からの展望は雄大である。	312 〔 国 - 公 - 私 - 〕
倉 橋 〔亀ヶ首〕	広島県呉市 倉橋町の一部	倉橋島東部の半島で瀬戸内の多島景観を望める自然景観のすぐれた展望地である。	45 〔 国 - 公 - 私 - 〕
倉 橋 〔鹿老渡〕	広島県呉市 倉橋町の一部	鹿老渡は、古い歴史をもつ集落が自然と調和し、すぐれた景観を呈している。	91 〔 国 - 公 - 私 - 〕
倉 橋 〔鹿 島〕 〔羽山島〕 〔横 島〕 〔黒 島〕	広島県呉市 倉橋町の一部	この付近は、数多くの島によって瀬戸内の多島海景観を構成しており、黒島、羽山島は、自然状態がよく保存されている。	191 〔 国 - 公 - 私 - 〕

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
長瀬戸 〔柏島〕 〔小熊島〕 〔馬島〕 〔横島〕	広島県呉市 安浦町大字三津口の一部	〃	66 〔国 -〕 〔公 -〕 〔私 -〕
御手洗瀬戸 〔大島〕 〔小島〕 〔平羅島〕	広島県呉市 豊町大字大長の一部	本地区は、昔から内海航路の要所として大変なにぎわいをみせたところで、当時の面影をとどめる史跡とともに、人文景観と自然景観とが調和する景観を呈している。	35 〔国 -〕 〔公 -〕 〔私 -〕
黒滝山	広島県竹原市 忠海町の一部	竹原市忠海町北に位置する標高266メートルの黒滝山を中心とした地区で、奇岩屹立の山頂近くには円通寺があり、内海の島々を一望できる自然環境のすぐれた展望地点である。	53 〔国 -〕 〔公 -〕 〔私 -〕
長瀬戸大 〔久野島〕 〔小久野島〕 〔阿波島〕	広島県竹原市 高崎町及び忠海町の各一部	瀬戸内の内海景観を構成する島々で大久野島は、海浜レクリエーション等公園利用上重要な地域となっている。	143 〔国 -〕 〔公 -〕 〔私 -〕

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
白 滝 山 筆 影 山 鉢 ケ 峰	広島県三原市 沖浦町、奥野山町、貝野町、 木原町、小泉町、須波町中之 町及び和田町の各一部	いずれも芸予諸島の絶好の展望地点で、白滝山には龍泉寺があり、筆影山は市民の展望散策等憩の場として利用されている。	432 [国 -] [公 -] [私 -]
鳴 滝 山 加 島	広島県尾道市 向東町及び吉和町の各一部	鳴滝山は、瀬戸内海に面して屏風のように切り立った山で内海の展望地点としてすばらしく、山城でもあった鳴滝城山の頂上付近には、八注池があり良好な自然環境を呈している。	126 [国 -] [公 -] [私 -]
布 刈 瀬 戸	広島県尾道市 因島大浜町の一部	布刈瀬戸をはさみ、小高い山陵が対峙し、部分的に自然海岸、ウバメガシ等の自生地もみられる風光明媚な地域で、本四連絡橋因島大橋の架橋地点でもあり、明るい公園として利用されている。	25 [国 -] [公 -] [私 -]
白 滝 山	広島県尾道市 因島大浜町及び因島重井町 の各一部	白滝山は因島北部に位置する霊山で、山頂からの展望はすばらしく、大雨のとき全山が白い滝のようになることから白滝山の名がある。山頂には観音堂三尊像、五百羅漢が立ち並び、自然の中にとけこんだ美しい景観を呈している。	27 [国 -] [公 -] [私 -]

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
青 影 山 奥 山	広島県尾道市 因島田熊町、因島土生町、因 島中庄町、因島三庄町及び因 島棕浦町の各一部	因島の中央部に横たわる標高 300 メートルの青影山と標 高 390 メートルの奥山を結ぶ地区で山頂は絶好の展望地点 となっている。 青影山山頂には、青影城址がある。	300 [国 -] [公 -] [私 -]
因 島 公 園	広島県尾道市 因島土庄町及び因島三庄町 の各一部	因島南部の南北に連なる山地で、標高 207 メートルの天 狗山からの展望はすばらしく、桜の名所としても名高く、 良好な自然環境を保っている。	117 [国 -] [公 -] [私 -]
地 蔵 ヶ 鼻	広島県尾道市 因島三庄町の一部	因島東南部の美しい自然海岸を有する地区ですぐれた 自然の状態を残している。	26 [国 -] [公 -] [私 -]
観 音 山	広島県尾道市 瀬戸田町荻、垂水及び福田の 各一部	生口島最高の山（標高 472 メートル）で瀬戸内海の展望 地点として自然状態を保っている。	200 [国 -] [公 -] [私 -]

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
高 見 山 観 音 崎 布 刈 瀬 戸	広島県尾道市 向島町の一部	高見山は、内海有数の展望地で、山頂付近は桜の名所としても知られている。 観音崎は、備後灘に突き出た岬で自然豊かな海岸線を有している。	211 国 - 公 - 私 -
鞆 の 浦 〔 仙 酔 島 〕 〔 下 加 美 島 〕	広島県福山市 鞆町の一部	仙酔島は「仙人が天上を舞っていてあまりにも美しい景観に酔いしれて、臥して島となった」と言われる美しい島で、仙酔岩体と呼ばれる流紋岩質凝灰岩からなり、断層、節理、隆起海食洞等特異な地形とカシ、シイ、クス、ウバメガシ等を始めとする暖帯林帯がみられる自然環境豊かな地域である。 下加美島は仙酔島南部の陸繋島として知られている。	92 国 - 公 - 私 -
鞆 の 浦 〔 走 島 〕 〔 宇 治 島 〕	広島県福山市 走島町の一部	走島は、鞆の浦の南に位置する島で多島海景観の構成要素である。 宇治島はさらに南の無人島で自然の状態を残している。	64 国 - 公 - 私 -
後 山 阿 伏 兎	広島県福山市内 国有林広島地域施業計画区 福山事業区 702 林班の一部	福山市の南に突き出した沼隈半島に位置し後山は多島海景観のすぐれた展望地点として、阿伏兎地区は自然海岸とウバメガシをはじめとする自然植生等すぐれた自然の	228 国 - 公 -

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
	広島県福山市 鞆町、内海町大字田島、沼隈町大字能登原の各一部	状態を残している。 阿伏兎観音は海上安全と安産で有名な観音で阿伏兎瀬戸を挟んだ馬場崎とともに風光のすぐれた地点となっている。	私 -
長瀬戸 (小芝島)	広島県東広島市 安芸津町大字風早の一部	内海景観を構成している島嶼で、瀬戸内海多島美の重要な構成要素となっている。	8 国 - 公 - 私 -
巖 島	広島県廿日市市内 国有林広島地域施業計画区 広島事業区 71 林班から 73 林班まで、76 林班から 80 林班まで、83 林班、85 林班、87 林班から 93 林班までの各一部 広島県廿日市市 宮島町の一部	巖島神社を中心とする自然景観と人文景観が一体となったすぐれた景観の地で、日本三景の一に数えられている。また、宮島の中にあつてアカマツを主体とする森林及び海浜地区でいずれも自然状態をよく保持している。	880 国 - 公 - 私 -
極楽寺山	広島県廿日市市 原の一部	山頂は、宮島をはじめとする瀬戸内海のすぐれた景観の展望地点となっており、山頂の極楽寺本堂は価値ある文化財で、周囲は、モミ、カシの原生林に囲まれ、湿地植物等	101 国 - 公 -

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
		学術的にもすぐれた自然状態を呈している。	私 -
神 峯 山	広島県豊田郡大崎上島町 中野、沖浦及び木江の各一部	神峰山（標高 453 メートル）は、大崎上島の主峰で、山頂には薬師堂があり、行基上人の作といわれる如来像が安置されている。 山頂は絶好の瀬戸内海の展望地点となっている。	133 国 - 公 - 私 -
長 瀬 戸 (佐組島)	広島県豊田郡大崎上島町 東野の一部	内海景観を構成している島嶼で、瀬戸内海多島美の重要な構成要素となっている。	37 国 - 公 - 私 -
合 計			4,419 国 1,191 公 373 私 2,855

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
広島県	呉市内 国有林広島地域施業計画区、西条事業区 539 林班、542 林班及び 543 林班の全部並 びに 544 林班の一部 呉市 川尻町並びに安浦町大字安登、大字中切 及び大字中畑の各一部	948 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	尾道市 向島町の一部	18 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	廿日市市内 国有林広島地域施業計画区広島事業区 73 林班から 76 林班まで、78 林班から 80 林 班まで、82 林班から 85 林班まで及び 87 林班から 93 林班までの各一部 廿日市市 宮島町の一部	656 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	合 計	1,622 〔 国 690 〕 〔 公 754 〕 〔 私 178 〕

(表 9 : 第 3 種特別地域内訳表)

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
野 呂 山	広島県呉市内 国有林広島地域施業計画区 西条事業区 539 林班、542 林 班及び 543 林班の全部並びに 544 林班の一部 広島県呉市 川尻町並びに安浦町大字安 登、大字中切及び大字中畑の 各一部	瀬戸内海国立公園のほぼ中央部にあたり、標高 839 メートルの 膳棚山を主峰とした隆起準平地地形を呈した山塊で山頂付近はヒ ノキの造林地、山麓はアカマツ林となっている。 山頂付近は、平坦で母岩の露出した箇所や大小多くの池沼が散在 する。	948 [国 -] [公 -] [私 -]
布刈瀬戸	広島県尾道市 向島町の一部	布刈瀬戸の向島側の背後地にあたり、アカマツ林、農地等となっ ている。	18 [国 -] [公 -] [私 -]
巖 島	広島県廿日市市内 国有林広島地域施業計画区 広島事業区 73 林班から 76 林 班まで、78 林班から 80 林班 まで、82 林班から 85 林班ま	巖島の主要利用ルートより望見できない谷間、山腹、海浜地区で、 アカマツ林及び人文景観からなる地区となっている。	656 [国 -] [公 -] [私 -]

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
	で、87 林班から 93 林班までの各一部 広島県廿日市市 宮島町の一部		
合 計			1,622 〔 国 690 公 754 私 178 〕

イ 関連事項

(ア) 採取等規制植物

採取又は損傷を規制する植物は次のとおりとする。

(表 10：採取等規制植物表)

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミ ズ ゴ ケ	ミズゴケ
マ ツ バ ラ ン	マツバラ
ヒ カ ゲ ノ カ ズ ラ	マンネンスギ
イ ワ ヒ バ	イワヒバ
ゼ ン マ イ	ヤシャゼンマイ
イ ノ モ ト ソ ウ	エダウチホングウシダ
シ ノ ブ	シノブ、タマシダ
オ シ ダ	ウラボシノコギリシダ、オオクジャクシダ
チ ャ セ ン シ ダ	アオガネシダ
ウ ラ ボ シ	イワヤナギシダ、ヤノネシダ、オシヤグジデンダ、イワオモダカ
シ シ ラ ン	タキミシダ、シシラン
ク ワ	カカツガユ
ヤ ド リ ギ	オオバヤドリギ
ナ デ シ コ	フジナデシコ (ハマナデシコ)
キ ン ポ ウ ゲ	ミスミソウ (スハマソウ、ケスハマソウを含む。)、タカネハンシウヅル、トリガタハンショウヅル、シロバナハンショウヅル、オキナグサ、ヤマシャクヤク
メ ギ	バイカイカリソウ、イカリソウ
ウ マ ノ ス ズ ク サ	ミヤコアオイ、サンヨウアオイ、ナンカイアオイ、ヒメカンアオイ
ヤ ッ コ ソ ウ	ヤッコソウ
モ ウ セ ン ゴ ケ	イシモチソウ、モウセンゴケ、コモウセンゴケ
ケ シ	シマエンゴサク
ベ ン ケ イ ソ ウ	ウンゼンマンネングサ、ミセバヤ、セトウチマンネングサ
ユ キ ノ シ タ	チャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ、ジンジソウ
バ ラ	イワキンバイ、テリハキンバイ、コテリハキンバイ、シロヤマブキ、ミツバイワガサ (イワガサ、タンゴイワガサ)、ウラジロイワガサ (ミヤジマシモツケ)、イブキシモツケ
マ メ	ナルトオオギ
ハ マ ビ シ	ハマビシ

トウダイグサ	イワタイゲキ
ヒメハギ	カキノハグサ (ナガバナノカキノハグサを含む。)、ヒナノカンザシ
アオイ	ハマボウ
ジンチョウゲ	コショウノキ
グミ	ナツアサドリ
イワウメ	イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ
ツツジ	ウスギヨウラク、イワナシ、トサノミツバツツジ、サツキ (サツキツツジ)、レンゲツツジ (キレンゲツツジを含む。)、ヒカゲツツジ、ツクシシヤクナゲ (ホンシヤクナゲ、オキシヤクナゲを含む。)、カラムラサキツツジ (ゲンカイツツジを含む。)、サイコクミツバツツジ、シロヤシオ (ゴヨウツツジ)、コバノミツバツツジ、ダイセンミツバツツジ、サラサドウダン、シロドウダン (ベニドウダンを含む。)
サクラソウ	シコクカッコソウ
リンドウ	リンドウ、センブリ、イヌセンブリ
アカネ	ソナレムグラ、サツマイナモリ、イナモリソウ
ムラサキ	ムラサキ
クマツヅラ	イワダレソウ
シソ	イガタツナミソウ
イワタバコ	イワタバコ、イワギリソウ
ハマウツボ	ハマウツボ、キヨスミウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ、コタヌキモ、ヒメタヌキモ、ノタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、イマタヌキモ、ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	ヤマヒョウタンボク、チョウジガマズミ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	サワギキョウ、キキョウ
キク	ソナレノギク、シュンジュギク (シンジュギク、アサマギク)、ウラギク (ハマシオン)、キバナノジギク、マアザミ (キセルアザミ、ツクデマアザミ)、コケセンボンギク、オタカラコウ、ハンカイソウ、オオニガナ、サワオグルマ
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ
ユリ	カンカケイニラ、ステゴビル、シライトソウ、キキョウラン、カタクリ、ショウジョウバカマ、シロバナショウジョウバカマ、ハマカンゾウ、セトウチギボウシ、ササユリ、コオニユリ、アマナ
ビヤクブ	ナベワリ

ヒ ガ ン バ ナ	ハマオモト (ハマユウ)
ア ヤ メ	エヒメアヤメ、ヒオオギアヤメ
ヒナノシヤクジョウ	ヒナノシヤクジョウ
サ ト イ モ	ムサシアブミ、ユキモチソウ
カ ヤ ツ リ グ サ	イワカンスゲ、オタルスゲ、サギスゲ、ミカズキグサ
ラ	ヒナラン、イワチドリ、シラン、マメヅタラン (マメラン)、ムギラン、エビネ、キエビネ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、シュンラン (ホクロ)、マヤラン (サガミラン)、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、ミヤマウズラ、シュスラン、サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ジガバチソウ、クモキリソウ、コ克蘭、ヒメフタバラン、フウラン、ヨウラクラン、ウチョウラン、コケイラン、ジンバイソウ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ベニカヤラン (マツラン)、カヤラン、クモラン、ヒトツボクロ

(イ) 捕獲等規制動物

捕獲し若しくは殺傷又は当該動物の卵の採取若しくは損傷を規制する動物を次のとおりとする。

(表 11：捕獲等規制動物表)

科名	種名
トンボ	ミヤジマトンボ (宮島地域)

(ウ) 普通地域

普通地域の区域は次のとおりである。

(表 12：普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
広島県	呉市内 国有林広島地域施業計画区広島事業区 45 林班、46 林班、102 林班の全部並び に 21 林班及び 44 林班 (広島市宇品山) の各一部 国有林広島地域施業計画区西条事業区 538 林班、541 林班、545 林班、546 林班、 602 林班、603 林班及び 605 林班の全部 並びに 536 林班、537 林班、540 林班及 び 544 林班の各一部 呉市 仁方町、広町、宮原町、倉橋町及び豊町 大字大長及び大字御手洗並びに安浦町 大字内平、大字中畑及び大字原畑の各一 部	2191 [国 -] [公 -] [私 -]
	尾道市 瀬戸田町荻、沢、垂水及び福田の各一部	180 [国 -] [公 -] [私 -]
	福山市 走島町の一部	228 [国 -] [公 -] [私 -]
	江田島市 沖美町大字美能の一部	70 [国 -] [公 -] [私 -]

都道府県名	区 域	面積 (ha)
広島県	豊田郡大崎上島町 中野、東野、沖浦及び木江の各一部	447 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	陸 域 合 計	3,116 〔 国 575 〕 〔 公 17 〕 〔 私 2,524 〕
	陸域公園区域の地先海面の一部 ※1、※2	836,633
	合 計	839,749

※1 海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

※2 同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園（山口県地域）の変更を含む。

ウ 面積内訳

地域地区別土地所有別面積及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 13：地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特別地域											普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公園 地区 ※1	普通地域 (海域) ※1 ※2	合計 (海域) ※1 ※2				
		特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域														
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私						
合計	土地所有別面積	203	-	-	1284	6	35	1,191	373	2855	690	754	178	575	17	2,524	3,943	1,150	5,592						
	地種区分別面積 (比率)				1,325 (12.4)			4,419 (41.4)			1,622 (15.2)														
	地域地区別面積 (比率)	203 (1.9)												7,366 (68.9)											
	地域別面積 (比率)												7,569 (70.8)			3,116 (29.2)			10,685 (100)			56.4 (0.0)	836,633 (100.0)	836,689 (100.0)	
																	合計 (陸域・海域)						847,374		

※1 海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

※2 同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園（山口県地域）の変更を含む。

(表 14：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：面積 ha)

市町村名	地域地区	特別地域				普通地域 (陸域)	合計 (陸域)	海域公園 地区 ※1	普通 地域 (海域) ※1 ※2	合計 (海域) ※1 ※2
	特保	第1種	第2種	第3種	小計					
広島県	広島市	—	4	137	—	141	0	141		
	呉市	—	3	1079	948	2030	2191	4221		
	竹原市	—	—	196	—	196	—	196		
	三原市	—	—	432	—	432	—	432		
	尾道市	—	2	1032	18	1052	180	1232		
	福山市	—	15	384	—	399	228	627		
	大竹市	—	3	—	—	3	—	3		
	東広島市	—	—	8	—	8	—	8		
	廿日市市	203	1281	981	656	3,121	0	3,121		
	江田島市	—	6	—	—	6	70	76		
	安芸郡坂町	—	—	—	—	—	—	—		
豊田郡大崎上島町	—	11	170	—	181	447	628			
瀬戸内海国立公園 合計	203	1325	4419	1622	7569	3116	10685	56.4	836,633	836,689

※1 海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

※2 同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園（山口県地域）の変更を含む。

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表 15：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)						
1	大久野島	広島県竹原市 忠海町字大江谷、字長 浦、字福井及び字大久 野島の全部	<p>(1) 竹原市の南約 3 キロメートの三原瀬戸に浮ぶ周囲 4 キロメートル、面積 72 ヘクタールの小島で、かつては旧陸軍の関係施設用地として使用されていた歴史を有している。</p> <p>(2) 本公園の中央部に位置し、到達性も良好であり長時間滞在型の野外レクリエーションや自然とのふれあいの場として位置付け、国民休暇村として整備充実を図る。</p> <p>(3) 野営施設の充実、自然とのふれあいのための園地整備及び老朽化した旧軍施設の整理を中心に整備する。</p> <p>なお、施設の整備に当たっては、利用者が島の歴史についても学ぶことができるよう配慮する。</p>	宿泊施設区	利用状況に応じて既存宿舎の増改築を行うものとする。	2.4						
				野営施設区	本地区には、集団施設地区全体のインフォメーションセンター（管理棟）広場、野外ステージを整備する。 南、東、西の三ヶ所の野営場を整備するものとし、南部及び東部は、家族向きの野営場とし、西部は、長期滞在可能な野営場として整備する。	9.2						
				自然探勝区	地区内に残存する旧軍建物を整理するとともに歩道等を整備する。 東部砂浜を散策の場として利用できるよう歩道を整備する。	31.9						
				第 1 休養園地区	島内でも比較的自然度が高い地区で、高台は自然学習散策の場として展望広場、歩道等を整備する。 旧軍建物については地区の利用に活用する。	10.2						
				第 2 休養園地区	山頂を含む北側の地区で、砲台跡を園地として整備する。	9.1						
				運動施設区	島西側の平坦地で、既存施設の充実を図る。 老朽護岸の改良整備を図る。	4.6						
				第 1 水辺利用区	島内南側の地区で、海水浴関連既存施設の充実を図る。	1.1						
				第 2 水辺利用区	島の最北端に位置し、自然観察、磯遊びの場に必要施設を整備する。	2.7						
				面積計						国	公	私
										71.2	—	—
						71.2						

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)						
2	仙酔島	広島県福山市 鞆町後地仙酔島、弁天島、皇后島、下加美島及び躑躅島の全部	(1) 古くから瀬戸内海の良港として栄えた鞆の浦に散在する島々からなる地区で、大都市近郊の野外レクリエーションエリアと備讃瀬戸の中心地域に属し、海水浴、自然探勝等健全な利用を行うことのできる地区として整備を図る。 (2) 整備に当たっては、特異な地形、地質、動植物の保護に留意する。	宿泊施設区	既存宿舍の充実を図る。	0.6						
				野営施設区	通称、桜谷とよばれる地区で、日帰り利用を主体とした野営場として整備する。	1.7						
				水辺利用区	田ノ浦、彦ノ浦の2つの既存海水浴場を含む海岸歩道沿いの地区で、海水浴施設の拡充整備を図るとともに海辺の自然観察の場として活用する。	1.8						
				休養園地区	大弥山、御膳山等を含む島南部の地区で、既存歩道、展望園地を整備改良する。	44						
				自然探勝区	島の北部、周辺の小島を含む地区で、自然探勝路を整備する。	45.5						
				面積計						国	公	私
										84.2	2.6	6.8
						93.6						
3	包ヶ浦	広島県廿日市市内 広島地域施業計画区、 広島事業区 71 林班及び 72 林班の各一部 広島県廿日市市 宮島町包ヶ浦の一部	(1) 広島湾の西岸に位置する厳島(宮島)の東北部に位置し、長い海岸線と豊かな自然に恵まれ、到達性も良いことから海水浴、自然探勝、野営、舟遊などの野外レクリエーションのための施設整備を主体とした地区として位置付ける。 (2) 現存する樹木及び池の周辺に自生する塩性植物の保護に留意しつつ海水浴施設及び野営施設等の整備拡充を行う。	第1野営施設区	利用状況に応じて既存施設の拡充整備を図る。	2.6						
				第2野営施設区	地区西側を青少年向けのケビンを中心とする野営場として拡充整備を図る。	1.5						
				第3野営施設区	休養園地区に隣接する地区を家族的利用を主体としたケビンを中心とする野営場として拡充整備を図る。 西側平坦地は、多目的広場として整備する。	2.1						
				休養園地区	海浜部を含む平坦地で、海水浴場、広場等既存施設の整備充実を図る。	5.9						
				公共施設区	広場、係留施設等を拡充整備する。	2.1						
				運動施設区	既存テニスコートの充実を図る。	1.3						
				道 路	地区内の探勝や安全で快適な連絡を図るため必要な改良を行う。	—						
				給 水 施 設		—						
				下 水 道 施 設		—						
				面積計						国	公	私
						2.6	12.9	0				
						15.5						

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)		
						国	公	私
4	野呂山	広島県呉市安浦町内 広島地域施業計画区 西条事業区 539 林班及 び 42 林班の一部 呉市川尻町内 広島地域施業計画区 西条事業区 543 林班及 び 544 林班の各一部 呉市 安浦町大字中畑字立 小路及び安浦町大字中 切字奥の原山並びに川 尻町板休、大見上、要 垣内及び大原の各一部	(1) 呉の東方 15 キロメートル に位置する高原台地の標高約 800 メートルのなだらかな地 区で、瀬戸内海の多島美の展 望地としてすぐれ、野外レク リエーション及び自然とのふ れあいの場として整備充実を 図る。 (2) 青少年の野外活動の場とし て、宿泊施設、野営施設等の 整備充実重点を置く。	宿泊施設区	既存施設（国民宿舎）の拡充整備を図る	9.6		
				野営施設区	既存のフリーテントサイト、固定式テントサイトの改良整備を図る。 また、地区の管理運営の中心であるセントラルロッジについても拡充整備を図る。	9.3		
				休養園地区	既存かぶと岩展望園地、弘法大師堂付近の園地施設の拡充整備を図る。 水池を含む周辺の池沼については、水性植物及び湿地性植物の保護を図り、観察園路を設ける。	36.1		
				第 1 公共施設区	既存施設の総合整理を図るとともに修景に努める。	4.4		
				第 2 公共施設区	本地区は、当集団施設地区の利用者の離合集散の場所であるので、既存駐車場、広場を中心に利用実態に合わせた施設の拡充整備を図る。	3.0		
				給水施設	集団施設地区内へ給水する水源は、貯留集水方式によって確保する。	—		
				道路		—		
				面積計				
						62.4		

(留意事項) なお、利用施設計画図(集団施設地区区域図)については、指定時の資料を別図として保管するものとする。

(イ) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 16：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	園地	広島県呉市(休山)	休山山頂の探勝及び安芸灘、芸予諸島の展望のための園地として整備する。	昭 32.10.23
2	園地	広島県呉市(三津峰山)	散策、ピクニック、展望のための園地として整備する。	昭 62.11.24
3	園地	広島県竹原市(黒滝山)	黒滝山山頂の探勝、展望のための園地として整備する。	昭 32.10.23
4	園地	広島県竹原市(阿波島)	海水浴客の休憩、海浜探勝、島内散策のための園地として整備する。	昭 32.10.23
5	水泳場	広島県竹原市(阿波島)	自然海浜を利用した日帰り海水浴場として整備する。	昭 32.10.23
6	園地	広島県三原市(鉢ヶ峰)	芸予諸島の展望と自然探勝のための園地として整備する。	昭 62.11.24
7	園地	広島県三原市(筆影山山頂)	芸予諸島の展望と自然探勝のための園地として整備する。	昭 32.10.23
8	園地	広島県三原市(竜王山山頂)	山頂の探勝及び展望のための園地として整備する。	昭 62.11.24
9	園地	広島県三原市(白滝山山頂)	三原瀬戸の展望及び自然探勝のための園地として整備する。	昭 62.11.24
10	園地	広島県尾道市(鳴滝山)	鳴滝山山頂の探勝及び芸予諸島の展望のための園地として整備する。	昭 32.10.23
11	園地	広島県尾道市(大浜崎)	布刈瀬戸の展望、休憩、探勝等のための園地として整備する。	昭 46.5.22
12	野営場	広島県尾道市(大浜崎)	主として海浜探勝利用者を対象とした野営場として整備する。	昭 62.11.24
13	園地	広島県尾道市(白滝山)	布刈瀬戸等の展望及び山頂の探勝のための園地として整備する。	昭 62.11.24

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
14	園地	広島県尾道市（奥山山頂）	展望及び自然探勝のための園地として整備する。	昭 32.10.23
15	園地	広島県尾道市（地蔵ヶ鼻）	海浜探勝及び展望のための園地として整備する。	昭 62.11.24
16	園地	広島県尾道市（因島公園）	山頂の探勝及び弓削瀬戸の展望のための園地として整備する。	昭 32.10.23
17	宿舎	広島県尾道市（因島公園）	因島探勝利用者を対象とした宿泊施設として整備する。	昭 46.4.12
18	園地	広島県福山市（後山）	燧灘、仙酔島を望む展望、休憩、散策のための園地として整備する。	昭 26.5.8
19	水泳場	広島県福山市走島町（唐船）	休憩施設、シャワー室等海水浴利用者のための便益施設として整備する。	昭 26.5.8
20	園地	広島県呉市（火山）	安芸灘の展望、山頂の探勝のための園地として整備する。	昭 32.10.23
21	水泳場	広島県呉市（桂ヶ浜）	桂ヶ浜の海浜を利用した水泳、休憩施設等海水浴利用者のための便益施設として整備する。	昭 32.10.23
22	園地	広島県廿日市市（蛇の池）	広島湾の展望、山頂の探勝、休憩のための園地として整備する。	昭 32.10.23
23	野営場	広島県廿日市市（蛇の池）	主として極楽寺探勝登山等の利用者のための野営場として整備する。	昭 62.11.24
24	宿舎	広島県廿日市市（杉の浦）	主として海水浴等の海浜レクリエーション利用者のための野営場として整備する。	昭 62.11.24
25	園地	広島県廿日市市（大元公園）	大元自然林の探勝、休憩のための園地として整備する。	昭 32.3.29
26	園地	広島県廿日市市（紅葉谷公園）	紅葉谷の探勝、休憩、散策及び弥山探勝の基地として園地を整備する。	昭 32.10.23

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
27	宿舎	広島県廿日市市（宮島）	主として宮島を訪れる公園利用者を対象とした宿泊施設として既存施設の整備拡充をはかる。	昭 32.10.23
28	宿舎	広島県廿日市市（大元）	主として大元園地等宮島西部の自然探勝等の利用者を対象とした宿泊施設として整備する。	昭 32.10.23
29	給水施設	広島県廿日市市（宮島）	主として公園利用者のための給水施設として整備する。	昭 34.10.26
30	汚物処理施設	広島県廿日市市（江ノ浦）	主として公園利用者のための汚物処理施設として整備する。	昭 35.5.17
31	博物館	広島県廿日市市（宮島）	宮島の自然及び人文を紹介するための施設として整備する。	昭 62.11.24
32	水族館	広島県廿日市市（大元）	瀬戸内海を中心とした魚類等を紹介するための施設として整備する。	昭 32.10.23
33	運動場	広島県廿日市市（多々良）	主として滞在利用者を対象とした運動施設を整備する。	昭 62.11.24
34	園地	広島県廿日市市（弥山山頂）	瀬戸内海の展望及び弥山探勝のための園地として整備する。	昭 32.10.23
35	園地	広島県廿日市市（獅子岩）	主としてロープウェイ利用者のため、安芸灘展望のための園地として整備する。	昭 62.11.24
36	水泳場	広島県廿日市市（入浜）	休憩施設等海水浴利用者の便益施設として整備する。	昭 62.11.24
37	園地	広島県廿日市市（大砂利）	主として海浜利用者のための休憩、海浜探勝のための園地として整備する。	昭 62.11.24
38	水泳場	広島県廿日市市（大砂利）	休憩施設等海水浴利用者の便益施設として整備する。	昭 62.11.24
39	宿舎	広島県佐伯郡沖美町（絵の島）	主として海水浴、島内探勝、舟遊客等を対象とする宿泊施設として整備する。	昭 62.11.24
40	水泳場	広島県江田島市（絵の島）	休憩施設、脱衣場、シャワー等海水浴利用者のための便益施設として整備する。	昭 32.10.23

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
41	舟遊場	広島県江田島市（絵の島）	絵の島付近の水面を利用して舟遊びを行うため施設整備する。	昭 62.11.24
42	園地	広島県豊田郡大崎上島町（神峰山）	芸予諸島の展望及び山頂の探勝のための園地を整備する。	昭 32.10.23
43	宿舎	広島県豊田郡大崎上島町（中ノ鼻）	海水浴等海浜利用者を対象とする宿泊施設として整備する。	昭 47.10.18
44	園地	広島県呉市（一峰寺山）	安芸灘、芸予諸島の展望のための園地として整備する。	昭 32.10.23
45	園地	広島県尾道市（観音山山頂）	芸予諸島の展望及び山頂の探勝のための園地として整備する。	昭 32.10.23
46	水泳場	広島県尾道市（岩子島）	休憩施設、シャワー室等海水浴利用者のための便益施設として整備する。	昭 32.10.23
47	園地	広島県尾道市（布刈瀬戸）	布刈瀬戸の展望及び休憩のための園地として整備する。	昭 62.11.24
48	園地	広島県尾道市（高見山）	芸予諸島、布刈瀬戸の展望及び山頂の探勝のための園地として整備する。	昭 32.10.23
49	宿舎	広島県尾道市（高見山）	主として芸予諸島、布刈瀬戸の展望等の利用者のための宿泊施設として整備する。	昭 38.5.7
50	宿舎	広島県尾道市（観音崎）	主として海浜利用者を対象とする宿泊施設として整備する。	昭 62.11.24
51	園地	広島県福山市（阿伏兎山上）	阿伏兎瀬戸及び燧灘の展望のための園地として整備する。	昭 26.5.8

(ウ) 道路

a 車道

車道を次のとおりとする。

(表 17: 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
1	中畑警固屋線	起点—広島県呉市 (大潰・国立公園境界) 終点—広島県呉市 (一ヶ谷・国立公園境界)	休 山	休山山頂への到達道路及び瀬戸内海を眺望するための道路として整備する。	昭 32.10.23
2	筆影山登山線	起点—広島県三原市 (冬越山・国立公園境界) 終点—広島県三原市 (梅木谷)	筆 影 山	和田及び須波方面から筆影山への到達道路として整備する。	昭 32.10.23
3	因島公園線	起点—広島県尾道市 (前安郷・国立公園境界) 終点—広島県尾道市 (一ノ木谷)	筆 影 山	土生町から因島公園への到達道路として整備する。	昭 34.12.12
4	後山阿伏兎線	起点—広島県福山市 (後地・国立公園境界) 終点—広島県福山市 (能登原・国立公園境界)	後 山	仙酔島、燧灘の景観を沿線から鑑賞するための道路として整備する。	昭 15.1.11
5	極楽寺登山線	起点—広島県廿日市市 (牛池山・国立公園境界) 終点—広島県廿日市市 (極楽寺)	後 山	極楽寺山頂への到達道路として整備する。	昭 32.10.23
6	宮島公園線	起点—広島県廿日市市 (多々良) 終点—広島県廿日市市 (大砂利)	大 元 杉 の 浦 包 ケ 浦	宮島の主要利用拠点を連絡する道路として整備する。	昭 32.10.23
7	川尻十文字線	起点—広島県呉市 (板休・国立公園境界) 終点—広島県呉市 (野呂山)	十 文 字	野呂山山頂に到達する道路及び芸予諸島の景観を鑑賞するための道路として整備する。	昭 32.10.23
8	神峰山線	起点—広島県豊田郡大崎上島町 (郷平・国立公園境界) 終点—広島県豊田郡大崎上島町 (天狗山)	首 切	神峰山山頂への到達道路として整備する。	昭 34.12.12
9	観音山登山線	起点—広島県尾道市 (峠・国立公園境界) 終点—広島県尾道市 (志寿利加喜)		観音山登山歩道への到達路及び芸予諸島の鑑賞のための道路として整備する。	昭 38.7.5
10	高見山登山線	起点—広島県尾道市 (寺屋敷山・国立公園境界) 終点—広島県尾道市 (高見山)		高見山山頂への到達道路として整備する。	昭 32.10.23

b 自転車道

自転車道を次のとおりとする。

(表 18：道路（自転車道）表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
1	布刈瀬戸線	起点—広島県御調郡向島町(字釣浜山・国立公園境界) 終点—広島県御調郡向島町(字大下・国立公園境界) 起点—広島県因島市(大浜崎・国立公園境界) 終点—広島県因島市(大浜崎・国立公園境界) 起点—広島県御調郡向島町(字小谷・国立公園境界) 終点—広島県御調郡向島町(字木作・国立公園境界)	因島大橋	布刈瀬戸の景観を楽しみながら、向島から因島へ連絡するための自転車道を整備する。	昭 62.11.24

c 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 19 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
1	中国自然歩道線	起点—広島県呉市 (膳棚山・国立公園境界) 終点—広島県呉市 (信祖山・国立公園境界) 起点—広島県呉市 (板休・国立公園境界) 終点—広島県呉市 (大見上・国立公園境界) 起点—広島県廿日市市 (牛池山・国立公園境界) 終点—広島県廿日市市 (牛池山・国立公園境界) 起点—広島県廿日市市 (極楽寺・国立公園境界) 終点—広島県廿日市市 (長谷・国立公園境界)	十文字池 弘法大師堂 かぶと岩 極楽寺	中国自然歩道として整備する。	昭 32.10.23
2	和庄先尾城線	起点—広島県呉市 (和庄・国立公園境界) 終点—広島県呉市 (阿賀・国立公園境界)	休山	呉市和庄及び阿賀から休山山頂への登山路として整備する。	昭 32.10.23
3	冠崎坪ノ内線	起点—広島県呉市 (釜ヶ平山・国立公園境界) 終点—広島県呉市 (一ヶ谷・国立公園境界)	三津峰山	呉市宮原及び阿賀から三津峰山への登山路として整備する。	昭 32.10.23
4	黒滝白滝登山線	起点—広島県三原市 (竜泉寺) 終点—広島県竹原市 (忠海・国立公園境界)	黒滝山	忠海から黒滝、白滝山への登山路として整備する。	昭 32.10.23
5	鳴滝鉢ヶ峰線	起点—広島県尾道市 (鳴滝山園地・国立公園境界) 終点—広島県三原市 (鉢ヶ峰・国立公園境界)	鳴滝山山頂	鳴滝山、鉢ヶ峰を連絡する探勝歩道として整備する。	昭 62.11.24
6	鳴滝城祉線	起点—広島県尾道市 (字鳴滝・国立公園境界) 終点—広島県尾道市 (竜王下、鳴滝城祉)		鳴滝山から鳴滝城祉への到達歩道として整備する。	昭 62.11.24
7	白滝山登山線	起点—広島県尾道市 (滝山・国立公園境界) 終点—広島県尾道市 (滝山・白滝山山頂)		因島、重井から白滝山山頂への登山路として整備する。	昭 32.10.23
8	青影山奥山線	起点—広島県尾道市 (上山・国立公園境界) 終点—広島県尾道市 (三庄越・国立公園境界)	青影山 奥山	棕浦から奥山及び中庄から青影山への登山路及びこれらを連絡する歩道として整備する。	昭 32.10.23
9	因島公園線	起点—広島県尾道市 (宇和郷山・国立公園境界) 終点—広島県尾道市 (平木奥・車道合流点) 起点—広島県尾道市 (平原・車道合流点) 終点—広島県尾道市 (塚ヶ浜・国立公園境界)		土生町から因島公園へ連絡する歩道及び天狗山山頂へ連絡する歩道として整備する。	昭 32.10.23

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
10	後山線	起点—広島県福山市（後山） 終点—広島県福山市（後山）		後山の自然を探勝する周回道路として整備する。	昭 26.5.8
11	阿伏兔線	起点—広島県福山市（室浜・国立公園境界） 終点—広島県福山市（阿伏兔）		室浜と阿伏兔を結ぶ探勝歩道として整備する。	昭 26.5.8
12	火山登山線	起点—広島県呉市（前火山・国立公園境界） 終点—広島県呉市（宮ノ浦五本松）		宇和木峠及び桂浜から火山への登山路として整備する。	昭 32.10.23
14	大元谷弥山線	起点—広島県廿日市市（大元公園） 終点—広島県廿日市市（弥山）	駒ヶ林	大元園地から弥山への登山路として整備する。	昭 32.10.23
15	紅葉谷包ヶ浦線	起点—広島県廿日市市（紅葉谷公園） 終点—広島県廿日市市（包ヶ浦）		紅葉谷から包ヶ浦への連絡路として整備する。	昭 32.10.23
16	紅葉谷弥山線	起点—広島県廿日市市（紅葉谷公園） 終点—広島県廿日市市（弥山）	つばき谷	紅葉谷園地から弥山への登山路として整備する。	昭 29.10.1
17	大聖院獅子岩線	起点—広島県廿日市市（大聖院） 終点—広島県廿日市市（獅子岩駅）	仁王門	大聖院から弥山への登山路として整備する。	昭 32.10.23
18	多々良青海苔浦線	起点—広島県廿日市市（多々良浦） 終点—広島県廿日市市（青海苔浦・歩道合流点） 終点—広島県廿日市市（弥山）	多々良川 青海苔川 奥の院	多々良から青海苔浦及び弥山を結ぶ歩道として整備する。	昭 32.10.23
19	大砂利多々良周廻線	起点—広島県廿日市市（大砂利） 終点—広島県廿日市市（多々良）	山白浦 長浦 御床浦	宮島の自然探勝、七浦めぐりのための歩道として整備する。	昭 32.10.23
20	仁方十文字線	起点—広島県呉市（仁方・国立公園境界） 終点—広島県呉市（十文字・中国自然歩道線合流点）	昭和池	呉市仁方から野呂山への到達道路として整備する。	昭 32.10.23
21	野呂山登山線	起点—広島県呉市（大原・国立公園境界） 終点—広島県呉市（大見上・歩道合流点）		川尻から野呂山山頂への登山路として整備する。	昭 32.10.23
22	一峰寺登山線	起点—広島県呉市（大長・国立公園境界） 終点—広島県豊田郡大崎上島町（御手洗・国立公園境界）	一峰寺山	大長及び御手洗から一峰寺山への登山路として整備する。	昭 32.10.23
23	神峰山登山線	起点—広島県豊田郡大崎上島町（数根石・国立公園境界） 終点—広島県豊田郡大崎上島町（猪口ヶ谷）	神峰山	大崎上島町から神峰山への登山路及び沿線の展望の探勝する道路として整備する。	昭 32.10.23

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
24	木江観音山登山線	起点—広島県豊田郡大崎上島町（中ノ鼻） 終点—広島県豊田郡大崎上島町（野賀峠）		中ノ鼻から観音山を経て、野賀峠の展望地点への到達道路として整備する。	昭 62.11.24
25	観音山登山線	起点—広島県尾道市（米山・車道終点） 起点—広島県尾道市（大池・国立公園境界） 終点—広島県尾道市（志寿利加喜・国立公園境界）		垂水中野及び中野ダムから観音山山頂への登山路として整備する。	昭 32.10.23
26	八丈岩線	起点—広島県尾道市（寺屋敷山・国立公園境界） 終点—広島県尾道市（高見山）		立花から高見山（八丈岩）への登山路として整備する。	昭 62.11.24

(エ) 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 20：運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
1		係留施設	広島県竹原市（阿波島）		阿波島への海水浴等海浜レクリエーション利用客のための栈橋等を整備する。	昭 32.10.23
2		係留施設	広島県福山市（唐船）		走島への海浜レクリエーション利用客のための栈橋等を整備する。	昭 26.5.8
3		係留施設	広島県廿日市市（宮島）		宮島を訪れる利用客のための栈橋等を整備する。	昭 32.10.28
4	宮島ロープウェイ線	索道	起点—広島県廿日市市（紅葉谷） 終点—広島県廿日市市（獅子岩）		宮島紅葉谷と弥山とを結び、弥山の自然と瀬戸内海を展望するロープウェイとして整備する。	昭 32.10.28
5		係留施設	広島県江田島市（絵の島）		絵の島の海水浴等海浜レクリエーションのための栈橋等を整備する。	昭 62.11.24

4 参考事項

(1) 過去の経緯

ア 公園区域

昭和 9年 3月 16日	仙酔島等の区域指定
昭和25年 5月 18日	宮島等の区域指定
昭和31年 5月 1日	極楽寺山、因島等の区域指定
昭和62年11月 24日	公園区域の変更

イ 規制計画

昭和 13年12月 17日	特別地域指定
昭和32年10月 23日	特別地域、特別保護地区指定
昭和62年11月 24日	公園計画の変更

ウ 施設計画

(ア) 集団施設地区

昭和26年 5月 8日	仙酔島集団施設地区一般計画決定
昭和29年 2月 18日	包ヶ浦集団施設地区一般計画決定
昭和32年10月 1日	包ヶ浦集団施設地区区域指定
昭和32年10月 23日	野呂山集団施設地区一般計画決定
昭和35年11月 14日	大久野島集団施設地区一般計画 決定区域指定、詳細計画決定
昭和42年 6月 15日	野呂山集団施設地区区域指定、 詳細計画決定
昭和52年 9月 8日	包ヶ浦集団施設地区区域変更、 詳細計画決定
昭和62年11月 24日	公園計画の変更 集団施設地区の指定及び変更

(イ) 単独施設等

昭和15年 1月 11日	極楽寺登山線車道計画決定
昭和26年 5月 8日	歩道、単独施設計画決定
昭和29年10月 1日	紅葉谷弥山線車道計画決定
昭和32年 3月 29日	大元公園園地計画決定
昭和32年10月 23日	車道、歩道及び単独施設計画決定
昭和34年10月 26日	宮島給水施設計画決定
昭和34年12月 12日	車道計画決定
昭和35年 5月 17日	江ノ浦汚物処理施設計画決定

昭和38年 7月 5日 観音山登山線車道計画決定
昭和38年 5月 7日 高見山宿舎計画決定
昭和46年 4月12日 因島公園宿舎計画決定
昭和46年 5月22日 大浜崎園地計画決定
昭和47年10月18日 大崎上島宿舎計画決定
昭和54年12月11日 中国自然歩道線歩道計画決定
昭和62年11月24日 公園計画の変更
平成 4年 8月26日 公園計画の変更

瀬戸内海国立公園
(広島県地域)

公園区域及び公園計画変更書
[第1次点検]

(環境省案)

平成 年 月 日
環 境 省

目 次

第1	公園区域の変更	1
1	変更理由	1
2	変更する公園区域	2
第2	公園計画の変更	34
1	変更理由	34
2	規制計画の変更内容	35
	(1) 保護規制計画及び関連事項	35
	ア 特別地域	35
	(ア) 第2種特別地域	36
	イ 関連事項	37
	(ア) 普通地域	37
	ウ 面積内訳	39

第 1 公園区域の変更

1 変更理由

瀬戸内海国立公園は、我が国を代表する内海多島海景観に加えて自然・人文の融和した特徴的な景観を有することから、昭和 9 年に備讃瀬戸が我が国最初の国立公園の一つとして指定された。

広島県地域は、備後灘、芸予海峡、広島湾及び安芸灘に浮かぶ、宮島、倉橋島、大崎上島、大崎下島、大久野島、因島、向島、仙酔島等の島嶼部と、極楽寺山、休山、野呂山、黒滝山、阿伏兎岬等の本州沿岸部の陸域と周辺海域から構成される。

当該地域は古くから海上交通の要衝として栄え、穏やかな気候もあり、多くの人々が暮らしてきたことから、内海型多島、断層崖、海蝕崖、自然林などすぐれた海洋景観と宮島の厳島神社に代表される社寺仏閣、古い港町、島嶼部の段々畑などの人文景観が一体となった親しみ深い景観が特色である。

当該地域は昭和 9 年に瀬戸内海国立公園の一部として指定され、昭和 25 年及び昭和 31 年に区域拡張が行われた後、昭和 62 年に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われ現在に至っている。

今回は、再検討後において、海域の埋立てに伴う公園区域の明確化が必要となっているため、公園区域の変更を行うものである。

2 変更する公園区域

瀬戸内海国立公園（広島県地域）の区域の一部を次のとおり変更する。

（表 1：公園区域（陸域）変更表）

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	広島県広島市南区似島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、特別地域)。	0 (公 0.3)
2	拡張	広島県呉市倉橋町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、特別地域)。	0 (公 0.1)
3	拡張	広島県呉市倉橋町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、特別地域)。	0 (公 0.3)
4	拡張	広島県呉市倉橋町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、特別地域)。	1 (公 0.6)
5	拡張	広島県呉市豊町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、普通地域)。	0 (公 0.2)
6	拡張	広島県尾道市向島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、特別地域)。	0 (公 0.2)
7	拡張	広島県福山市走島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、普通地域)。	2 (公 1.8)
8	拡張	広島県廿日市市宮島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、特別地域)。	0 (公 0.1)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
9	拡張	広島県廿日市市宮島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、特別地域)。	0 (公 0.1)
10	拡張	広島県豊田郡大崎上島町沖浦の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、普通地域)。	1 (公 1.2)
			変更部分 面積計	4 (公 4)
			変更前 公園面積	10,681 〔国 3,943〕 公 1,146 私 5,592
			変更後 公園面積	10,685 〔国 3,943〕 公 1,150 私 5,592

(表 2 : 公園区域 (海域) 変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	削除	広島県広島市南区似島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、特別地域)。	海域 △0 (公 △0.3)
2	削除	広島県呉市倉橋町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、特別地域)。	海域 △0 (公 △0.1)
3	削除	広島県呉市倉橋町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、特別地域)。	海域 △0 (公 △0.3)
4	削除	広島県呉市倉橋町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、特別地域)。	海域 △1 (公 △0.6)
5	削除	広島県呉市豊町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、普通地域)。	海域 △0 (公 △0.2)
6	削除	広島県尾道市向島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、特別地域)。	海域 △0 (公 △0.2)
7	削除	広島県福山市走島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、普通地域)。	海域 △2 (公 △1.8)
8	削除	広島県廿日市市宮島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、特別地域)。	海域 △0 (公 △0.1)
9	削除	広島県廿日市市宮島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、特別地域)。	海域 △0 (公 △0.1)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
10	削除	広島県豊田郡大崎上島町沖浦の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、普通地域)。	海域 △1 (公 △1.2)
11	削除	広島県広島市南区似島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.4)
12	削除	広島県広島市南区似島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
13	削除	広島県広島市佐伯区海老園及び五日市町、五日市港の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △154 (公 △154.3)
14	削除	広島県広島市佐伯区海老園の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △6 (公 △5.8)
15	削除	広島県呉市阿賀南及び阿賀町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △46 (公 △46.3)
16	削除	広島県呉市阿賀南の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
17	削除	広島県呉市阿賀南の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
18	削除	広島県呉市音戸町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.7)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
19	削除	広島県呉市音戸町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △2 (公 △1.8)
20	削除	広島県呉市音戸町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
21	削除	広島県呉市音戸町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △2 (公 △1.5)
22	削除	広島県呉市音戸町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △3 (公 △2.9)
23	削除	広島県呉市音戸町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
24	削除	広島県呉市音戸町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
25	削除	広島県呉市音戸町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
26	削除	広島県呉市音戸町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
27	削除	広島県呉市音戸町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
28	削除	広島県呉市音戸町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
29	削除	広島県呉市音戸町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.5)
30	削除	広島県呉市音戸町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
31	削除	広島県呉市蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.0)
32	削除	広島県呉市蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.7)
33	削除	広島県呉市蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.7)
34	削除	広島県呉市蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.5)
35	削除	広島県呉市蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △4 (公 △3.9)
36	削除	広島県呉市蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.0)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
37	削除	広島県呉市蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.7)
38	削除	広島県呉市蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.0)
39	削除	広島県呉市蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
40	削除	広島県呉市蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.4)
41	削除	広島県呉市蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.5)
42	削除	広島県呉市蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
43	削除	広島県呉市蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
44	削除	広島県呉市蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
45	削除	広島県呉市蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △8 (公 △7.9)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
46	削除	広島県呉市狩留賀町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
47	削除	広島県呉市狩留賀町及び吉浦町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △2 (公 △2.4)
48	削除	広島県呉市倉橋町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.8)
49	削除	広島県呉市倉橋町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.6)
50	削除	広島県呉市倉橋町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
51	削除	広島県呉市倉橋町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.5)
52	削除	広島県呉市倉橋町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
53	削除	広島県呉市倉橋町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.9)
54	削除	広島県呉市倉橋町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
55	削除	広島県呉市倉橋町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
56	削除	広島県呉市倉橋町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
57	削除	広島県呉市倉橋町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.5)
58	削除	広島県呉市倉橋町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
59	削除	広島県呉市倉橋町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
60	削除	広島県呉市警固屋の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △5 (公 △4.9)
61	削除	広島県呉市下蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
62	削除	広島県呉市下蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
63	削除	広島県呉市下蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △1.3)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
64	削除	広島県呉市下蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.6)
65	削除	広島県呉市下蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △3 (公 △2.9)
66	削除	広島県呉市下蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.5)
67	削除	広島県呉市下蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △1.4)
68	削除	広島県呉市下蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.5)
69	削除	広島県呉市下蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
70	削除	広島県呉市下蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.4)
71	削除	広島県呉市下蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
72	削除	広島県呉市下蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.4)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
73	削除	広島県呉市下蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.7)
74	削除	広島県呉市下蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
75	削除	広島県呉市下蒲刈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.4)
76	削除	広島県呉市天応伝十原町及び天応福浦町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △21 (公 △20.8)
77	削除	広島県呉市豊浜町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
78	削除	広島県呉市豊浜町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
79	削除	広島県呉市豊浜町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △2 (公 △1.8)
80	削除	広島県呉市豊浜町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
81	削除	広島県呉市豊浜町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
82	削除	広島県呉市豊浜町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.5)
83	削除	広島県呉市豊浜町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
84	削除	広島県呉市豊浜町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △1.4)
85	削除	広島県呉市豊浜町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.0)
86	削除	広島県呉市豊浜町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △24 (公 △24.3)
87	削除	広島県呉市豊浜町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.5)
88	削除	広島県呉市豊浜町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.4)
89	削除	広島県呉市豊浜町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.0)
90	削除	広島県呉市広の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.6)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
91	削除	広島県呉市広の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △5 (公 △4.9)
92	削除	広島県呉市広の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △6 (公 △5.6)
93	削除	広島県呉市広の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
94	削除	広島県呉市安浦町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
95	削除	広島県呉市安浦町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.7)
96	削除	広島県呉市豊町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
97	削除	広島県呉市豊町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
98	削除	広島県呉市豊町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
99	削除	広島県呉市豊町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
100	削除	広島県呉市豊町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
101	削除	広島県竹原市吉名町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
102	削除	広島県三原市幸崎町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.0)
103	削除	広島県三原市幸崎町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △1.4)
104	削除	広島県三原市幸崎町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △4 (公 △3.9)
105	削除	広島県三原市鷺浦町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
106	削除	広島県三原市鷺浦町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
107	削除	広島県三原市鷺浦町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
108	削除	広島県三原市須波町及び須波西町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △2 (公 △2.0)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
109	削除	広島県三原市須波西町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △3 (公 △2.5)
110	削除	広島県三原市和田沖町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △2 (公 △2.0)
111	削除	広島県尾道市因島重井町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
112	削除	広島県尾道市因島洲江町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
113	削除	広島県尾道市因島洲江町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.0)
114	削除	広島県尾道市因島田熊町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
115	削除	広島県尾道市因島田熊町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.5)
116	削除	広島県尾道市因島土生町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.0)
117	削除	広島県尾道市因島土生町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
118	削除	広島県尾道市因島土生町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.4)
119	削除	広島県尾道市因島原町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.0)
120	削除	広島県尾道市因島三庄町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
121	削除	広島県尾道市浦崎町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.4)
122	削除	広島県尾道市浦崎町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.9)
123	削除	広島県尾道市浦崎町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △2 (公 △2.0)
124	削除	広島県尾道市久保の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
125	削除	広島県尾道市古浜町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.0)
126	削除	広島県尾道市正徳町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
127	削除	広島県尾道市正徳町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
128	削除	広島県尾道市正徳町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
129	削除	広島県尾道市瀬戸田町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
130	削除	広島県尾道市瀬戸田町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △1.0)
131	削除	広島県尾道市瀬戸田町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
132	削除	広島県尾道市瀬戸田町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
133	削除	広島県尾道市瀬戸田町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
134	削除	広島県尾道市瀬戸田町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
135	削除	広島県尾道市瀬戸田町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
136	削除	広島県尾道市瀬戸田町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.4)
137	削除	広島県尾道市瀬戸田町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
138	削除	広島県尾道市瀬戸田町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
139	削除	広島県尾道市瀬戸田町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.5)
140	削除	広島県尾道市瀬戸田町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
141	削除	広島県尾道市瀬戸田町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
142	削除	広島県尾道市瀬戸田町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.7)
143	削除	広島県尾道市東御所町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.5)
144	削除	広島県尾道市東御所町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
145	削除	広島県尾道市向島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
146	削除	広島県尾道市向島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.4)
147	削除	広島県尾道市向島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △1.0)
148	削除	広島県尾道市百島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
149	削除	広島県福山市内海町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △5 (公 △5.0)
150	削除	広島県福山市内海町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.9)
151	削除	広島県福山市内海町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
152	削除	広島県福山市内海町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.4)
153	削除	広島県福山市内海町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.9)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
154	削除	広島県福山市内海町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
155	削除	広島県福山市内海町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △3 (公 △2.6)
156	削除	広島県福山市内海町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △3 (公 △2.6)
157	削除	広島県福山市内海町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
158	削除	広島県福山市内海町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.5)
159	削除	広島県福山市田尻町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.5)
160	削除	広島県福山市沼隈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.0)
161	削除	広島県福山市沼隈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
162	削除	広島県福山市沼隈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.5)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
163	削除	広島県福山市沼隈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
164	削除	広島県福山市沼隈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △1.0)
165	削除	広島県福山市沼隈町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △2 (公 △1.8)
166	削除	広島県福山市南松永町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.4)
167	削除	広島県福山市箕沖町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
168	削除	広島県福山市柳津町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △2 (公 △2.0)
169	削除	広島県大竹市阿多田の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.9)
170	削除	広島県大竹市阿多田の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △2 (公 △1.6)
171	削除	広島県大竹市阿多田の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
172	削除	広島県大竹市阿多田の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.6)
173	削除	広島県大竹市玖波の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.9)
174	削除	広島県大竹市玖波の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
175	削除	広島県大竹市玖波の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
176	削除	広島県大竹市晴海及び港町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △41 (公 △41.1)
177	削除	広島県大竹市東栄の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △45 (公 △45.4)
178	削除	広島県東広島市安芸津町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.6)
179	削除	広島県東広島市安芸津町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.5)
180	削除	広島県東広島市安芸津町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
181	削除	広島県東広島市安芸津町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.4)
182	削除	広島県東広島市安芸津町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
183	削除	広島県廿日市市林が原の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
184	削除	広島県廿日市市宮島口の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △1.0)
185	削除	広島県廿日市市串戸の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △10 (公 △9.6)
186	削除	広島県廿日市市地御前の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △2 (公 △2.4)
187	削除	広島県廿日市市木材港北の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △23 (公 △22.9)
188	削除	広島県江田島市江田島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.5)
189	削除	広島県江田島市江田島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
190	削除	広島県江田島市江田島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △1.2)
191	削除	広島県江田島市江田島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △1.0)
192	削除	広島県江田島市江田島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △3 (公 △2.8)
193	削除	広島県江田島市江田島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △2 (公 △1.8)
194	削除	広島県江田島市江田島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
195	削除	広島県江田島市江田島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
196	削除	広島県江田島市江田島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.9)
197	削除	広島県江田島市江田島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.9)
198	削除	広島県江田島市江田島町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
199	削除	広島県江田島市大柿町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △1.0)
200	削除	広島県江田島市大柿町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.4)
201	削除	広島県江田島市大柿町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
202	削除	広島県江田島市大柿町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
203	削除	広島県江田島市大柿町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
204	削除	広島県江田島市大柿町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.0)
205	削除	広島県江田島市大柿町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △2 (公 △2.0)
206	削除	広島県江田島市大柿町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.5)
207	削除	広島県江田島市大柿町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.4)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
208	削除	広島県江田島市大柿町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
209	削除	広島県江田島市大柿町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
210	削除	広島県江田島市大柿町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.6)
211	削除	広島県江田島市大柿町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.6)
212	削除	広島県江田島市大柿町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △2 (公 △1.8)
213	削除	広島県江田島市沖美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △2 (公 △1.7)
214	削除	広島県江田島市沖美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
215	削除	広島県江田島市沖美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
216	削除	広島県江田島市沖美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.0)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
217	削除	広島県江田島市沖美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △2 (公 △1.5)
218	削除	広島県江田島市沖美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.5)
219	削除	広島県江田島市沖美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
220	削除	広島県江田島市沖美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.6)
221	削除	広島県江田島市沖美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.4)
222	削除	広島県江田島市沖美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
223	削除	広島県江田島市沖美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
224	削除	広島県江田島市沖美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.5)
225	削除	広島県江田島市沖美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.0)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
226	削除	広島県江田島市能美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.6)
227	削除	広島県江田島市能美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.4)
228	削除	広島県江田島市能美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △1.3)
229	削除	広島県江田島市能美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
230	削除	広島県江田島市能美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
231	削除	広島県江田島市能美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
232	削除	広島県江田島市能美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △1.1)
233	削除	広島県江田島市能美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.6)
234	削除	広島県江田島市能美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △1.1)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
235	削除	広島県江田島市能美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
236	削除	広島県江田島市能美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
237	削除	広島県江田島市能美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.4)
238	削除	広島県江田島市能美町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
239	削除	広島県安芸郡坂町亀石山の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △9 (公 △9.0)
240	削除	広島県豊田郡大崎上島町明石の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
241	削除	広島県豊田郡大崎上島町大串の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
242	削除	広島県豊田郡大崎上島町沖浦の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.0)
243	削除	広島県豊田郡大崎上島町沖浦の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △1.3)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
244	削除	広島県豊田郡大崎上島町沖浦の (旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
245	削除	広島県豊田郡大崎上島町沖浦の (旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △2 (公 △2.1)
246	削除	広島県豊田郡大崎上島町木江の (旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)
247	削除	広島県豊田郡大崎上島町木江の (旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.0)
248	削除	広島県豊田郡大崎上島町中野の (旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.7)
249	削除	広島県豊田郡大崎上島町中野の (旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
250	削除	広島県豊田郡大崎上島町中野の (旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.3)
251	削除	広島県豊田郡大崎上島町中野の (旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △1.1)
252	削除	広島県豊田郡大崎上島町東野の (旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.2)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
253	削除	広島県豊田郡大崎上島町東野の (旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.0)
254	削除	広島県豊田郡大崎上島町東野の (旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.0)
255	削除	広島県豊田郡大崎上島町東野の (旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.5)
256	削除	広島県豊田郡大崎上島町東野の (旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
257	削除	広島県豊田郡大崎上島町東野の (旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.5)
258	削除	広島県豊田郡大崎上島町東野の (旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.7)
259	削除	広島県豊田郡大崎上島町東野の (旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.0)
260	削除	広島県豊田郡大崎上島町東野の (旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △2 (公 △1.8)
261	削除	広島県豊田郡大崎上島町東野の (旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
262	削除	広島県豊田郡大崎上島町東野の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △1 (公 △0.5)
263	削除	広島県豊田郡大崎上島町東野の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.1)
264	削除	広島県豊田郡大崎上島町東野の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 △0 (公 △0.0)
変更部分 面積計				海域 △541
変更前 公園面積				837, 541
変更後 公園面積				836, 689

※1 海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

※2 同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園(山口県地域)の変更を含む。

第 2 公園計画の変更

1 変更理由

瀬戸内海国立公園は、我が国を代表する内海多島海景観に加えて自然・人文の融和した特徴的な景観を有することから、昭和 9 年に備讃瀬戸が我が国最初の国立公園の一つとして指定された。

広島県地域は、備後灘、芸予海峡、広島湾及び安芸灘に浮かぶ、宮島、倉橋島、大崎上島、大崎下島、大久野島、因島、向島、仙酔島等の島嶼部と極楽寺山、休山、野呂山、黒滝山、阿伏兎岬等の本州沿岸部の陸域と周辺海域から構成される。

当該地域は古くから海上交通の要衝として栄え、穏やかな気候もあり、多くの人々が暮らしてきたことから、内海型多島、断層崖、海蝕崖、自然林などすぐれた海洋景観と宮島の厳島神社に代表される社寺仏閣、古い港町、島嶼部の段々畑などの人文景観が一体となった親しみ深い景観が特色である。

当該地域は昭和 9 年に瀬戸内海国立公園の一部として指定され、昭和 25 年及び昭和 31 年に区域拡張が行われた。その後、昭和 62 年に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われ現在に至っている。

今回は、再検討後において、海域の埋立てに伴う公園計画の明確化が必要となっていることから、既存の公園区域の風致が適正に保全が図られるよう当該埋立地の保護規制計画の変更を行うものである。

2 規制計画

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表3：特別地域変更表)

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
広島県	廿日市市内	3,121	佐伯郡廿日市町	3,121
	国有林広島地域施業計画区広島事業区 71	〔 国 公 私 〕	大字原の一部	〔 国 公 私 〕
	林班から 93 林班までの全部		佐伯郡宮島町内	
	廿日市市		国有林広島地域施業計画区広島事業区 71	
宮島町の全部及び原の一部		林班から 93 林班までの全部		
			佐伯郡宮島町の全部	
			変更部分面積合計	0 (0.1) (公 0)
			変更前特別地域面積	7,569 〔 国 3,368 公 1,133 私 3,068 〕
			変更後特別地域面積	7,569 〔 国 3,368 公 1,133 私 3,068 〕

(ア) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表4：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	特別地域の拡張	厳島	広島県廿日市市宮島町の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図るとともに、年間400万人の利用者が訪れる宮島の定期航路沿いに位置することから洋上からの眺望に配慮した海岸景観の保護強化を図ることが必要である。	0 (0.1) (公 0)
変更部分面積計						0 (0.1) (公 0)
変更前 第2種特別地域面積						4,419 国 1,191 公 373 私 2,855
変更後 第2種特別地域面積						4,419 国 1,191 公 373 私 2,855

イ 関連事項

(ア) 普通地域

普通地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 5 : 普通地域変更表)

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
広島県	広島市南区似島町の一部	0 (0.3) (公 0)	—	—
	呉市倉橋町の一部	747 [国 公 私]	安芸郡倉橋町の一部	746 [国 公 私]
	呉市豊町の一部	368 [国 公 私]	豊田郡豊町 大字御手洗の一部	368 [国 公 私]
	尾道市向島町の一部	0 (0.2) (公 0)	—	—
	福山市走島町の一部	228 [国 公 私]	福山市走島町の一部	226 [国 公 私]

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
広島県	廿日市市宮島町の一部	0 (0.2) (公 0)	—	—
	豊田郡大崎上島町沖浦の一部	231 〔 国 公 私 〕	豊田郡木江町 大字沖浦及び大字木江の各一部	230 〔 国 公 私 〕
			変更部分面積合計	4 (公 4)
			変更前普通地域面積	3,112 〔 国 575 公 13 私 2,524 〕
			変更後普通地域面積	3,116 〔 国 575 公 17 私 2,524 〕

ウ 面積内訳

(表 6 : 地域地区別土地所有面積総括表)

(単位 : 面積 ha、比率%)

地域区分	特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公園 地区 ※1	普通地域 (海域) ※1 ※2	合計 (海域) ※1 ※2
	特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域			国	公	私	国	公	私			
土地所有別	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私							国	公	私
土地所有別面積	203	-	-	1,284	6	35	1,191	373	2,855	690	754	178	575	17	2,524	3,943	1,150	5,592			
合計	地種区別面積 (比率)			1,325 (12.4)			4,419 (41.4)			1,622 (15.2)											
	地域地区別面積 (比率)			203 (1.9)						7,366 (68.9)											
	地域別面積 (比率)									7,569 (70.8)			3,116 (29.2)			10,685 (100)			56.4 (0.0)	836,633 (100.0)	836,689 (100.0)
合計 (陸域・海域)																			847,374		

※1 海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

※2 同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園 (山口県地域) の変更を含む。

(表7：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：面積 ha)

地域地区 市町村名		変 更 前							変 更 後							増 減									
		特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	海域 公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域) (A')	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	海域 公園 地区 ※1	普通 地域 (海域) ※1 ※2	合計 (海域) (B')	陸域 (B-A)	海域 (B'-A')		
		特 保	第 一 種	第 二 種	第 三 種	小 計						特 保	第 一 種	第 二 種	第 三 種	小 計									
広島県	広島市	—	4	137	—	141	—	141				—	4	137	—	141	0	141						0	
	呉市	—	3	1,079	948	2,030	2,190	4,220				—	3	1,079	948	2,030	2,191	4,221						1	
	竹原市	—	—	196	—	196	—	196				—	—	196	—	196	—	196						—	
	三原市	—	—	432	—	432	—	432				—	—	432	—	432	—	432						—	
	尾道市	—	2	1,032	18	1,052	180	1,232				—	2	1,032	18	1,052	180	1,232						0	
	福山市	—	15	384	—	399	226	625				—	15	384	—	399	228	627						2	
	大竹市	—	3	—	—	3	—	3				—	3	—	—	3	—	3						—	
	東広島市	—	—	8	—	8	—	8				—	—	8	—	8	—	8						—	
	廿日市市	203	1,281	981	656	3,121	—	3,121				203	1,281	981	656	3,121	0	3,121						0	
	江田島市	—	6	—	—	6	70	76				—	6	—	—	6	70	76						—	
	安芸郡坂町	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	—	—	—	—						—	
	豊田郡大崎上島町	—	11	170	—	181	446	627				—	11	170	—	181	447	628						1	
瀬戸内海国立公園 合 計		203	1,325	4,419	1,622	7,569	3,112	10,681	56.4	837,484	837,541	203	1,325	4,419	1,622	7,569	3,116	10,685	56.4	836,633	836,689	4	△851		

※1 海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

※2 同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園（山口県地域）の変更を含む。